

令和元年 朝日村議会

9 月 定 例 会 会 議 録

令和元年 9 月 4 日 開会

令和元年 9 月 18 日 閉会

朝 日 村 議 会

令和元年 朝日村議会 九月定例会会議録

令和元年 朝日村議会 九月定例会会議録

朝日村議会

朝日村議会

令和元年朝日村議会 9月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月4日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議	6
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○請願・陳情の報告	7
○議案第58号から議案第77号までの上程	7
○議案提案説明	8
○健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について	23
○平成30年度決算審査報告	24
○議案内容説明	30
○散 会	31
○署名議員	33

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35

○事務局職員出席者	3 5
○開 議	3 6
○議事日程の報告	3 6
○会議録署名議員の指名	3 6
○諸般の報告	3 6
○一般質問	3 7
高 橋 良 二 君	3 7
清 沢 正 毅 君	4 3
高 橋 廣 美 君	5 4
林 邦 宏 君	6 0
中 村 文 映 君	6 5
上 條 昭 三 君	8 0
北 村 直 樹 君	8 6
上 條 俊 策 君	9 6
○散 会	1 0 7
○署名議員	1 0 9

第 3 号 (9月18日)

○議事日程	1 1 1
○出席議員	1 1 1
○欠席議員	1 1 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 2
○事務局職員出席者	1 1 2
○開 議	1 1 3
○議事日程の報告	1 1 3
○会議録署名議員の指名	1 1 3
○諸般の報告	1 1 3
○常任委員長の報告	1 1 4
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第58号から議案第77号までの質疑、討論、採決	1 1 7

○追加議案 議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議第5号の 上程	1 2 5
○議案提案説明	1 2 6
○議案内容説明	1 2 7
○議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議第5号の質疑、討論、 採決	1 2 7
○議員派遣について	1 3 0
○閉会中の継続審査の申し出について	1 3 0
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3 0
○村長挨拶	1 3 1
○閉 会	1 3 2
○署名議員	1 3 3

令和元年朝日村告示第74号

令和元年朝日村議会9月定例会を次のとおり招集する。

令和元年8月28日

朝日村長 小林 弘 幸

1 期 日 令和元年9月4日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
8番	齊 藤 勝 則 君	9番	上 條 昭 三 君
10番	北 村 直 樹 君	11番	塩 原 智 恵 美 君

不応招議員（なし）

令和元年朝日村議会 9月定例会 第1日

議 事 日 程 (第1号)

令和元年9月4日(水) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第58号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例について

第 7 議案第60号 朝日村税条例等の一部を改正する条例について

第 8 議案第61号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第62号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について

第10 議案第63号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例について

第11 議案第64号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例について

第12 議案第65号 村道路線の認定について

第13 議案第66号 平成30年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定について

第14 議案第67号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第15 議案第68号 平成30年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

第16 議案第69号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 第17 議案第70号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第71号 平成30年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第72号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 第20 議案第73号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第2号）について
- 第21 議案第74号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第22 議案第75号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第23 議案第76号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 第24 議案第77号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第25 議案提案説明
- 第26 健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について
- 第27 平成30年度決算審査報告
- 第28 議案内容説明

出席議員（9名）

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
9番	上 條 昭 三 君	10番	北 村 直 樹 君
11番	塩 原 智 恵 美 君		

欠席議員（1名）

8番	齊 藤 勝 則 君
----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 弘 幸 君	教 育 長	百 瀬 司 郎 君
代表監査委員	上 條 良 久 君	会計管理者兼 総務課長	上 條 晴 彦 君
住民福祉課長	上 條 文 枝 君	建設環境課長	塩 原 康 視 君
産業振興課長	上 條 靖 尚 君	教 育 次 長	清 沢 光 寿 君

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年朝日村議会9月定例会を開会します。

齊藤勝則議員から本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

10番 北村直樹 議員

1番 上條俊策 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月18日までの15日間と決定いたしました。

次に、審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、代表監査委員、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

◎議案第58号から議案第77号までの上程

○議長（塩原智恵美君） この際、日程第5、議案第58号から日程第24、議案第77号までの議案を一括上程します。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第25、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） おはようございます。

本日ここに、令和元年朝日村議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成から令和へと変わり、今年度も上半期が過ぎようとしています。そして、私も村政を担い4カ月が過ぎ、村民の皆様には常日ごろより村政にご協力を賜っていることに関し、お礼と感謝を述べたいと思います。各常会や各種団体による河川や道路脇の草刈り、鳥獣防護柵の整備、お夏まつり等公民館活動、魚の釣り大会やつかみ取り大会、鉢盛山登山マラソン等、イベントを数え上げたら切りがないほど、村民の皆さんにはお世話になっております。

特に草刈り等美化活動は、作業が終わった後のすがすがしさとともに、朝日村らしさがひしひしと伝わってまいりました。改めてご協力をいただいた村民の皆様にお礼を申し上げます。

美化活動に関しましては、統一ボランティア日のみならず、畑沿いの道路脇等、除草にご協力をいただけたら幸いです。

また、9月1日は防災の日で、当村でも地震総合防災訓練が行われました。参加者は総勢942名、昨年と比べ15人ほど少なかったようでございます。年々参加者が少なくなる傾向があります。

今回の特徴は、各地区防災会が独自に訓練テーマを決め活動したことで、消防団の皆さんや講師の方を迎え、皆さん真剣に取り組んでおられました。大変心強く感じた次第です。自分の命は自分で守る、隣近所で助け合う、そのような行動をぜひ身につけてほしいと思います。

また、お盆が過ぎましたころから暑さも和らいできましたが、ことしの酷暑では4名の方が熱中症の疑いで救急車搬送されたようです。まだまだ残暑が続きますので、ご注意をお願いいたします。

今後、秋の台風シーズンとなりますが、災害が起こらないことを祈るばかりでございます。

さて、議案提案説明に入る前に、村政の課題と現状について、議会の皆さん、村民の皆さんにご報告を申し上げ、課題の共有を図りたいと思います。

まず、総務課関係です。

旧役場庁舎の扱いについてでございます。

6月の定例会で調査費をつけていただき、耐震への対応等検討に入りました。旧役場庁舎の活用等については、工事費等、数値でお示しをし、村民のご意見を伺い、方向性を決定していきます。今後、現況調査、設計図復元、耐震診断、補強工事見積もりと進み、来年の2月には調査を完了する予定でございます。

次に、第6次総合計画策定についてでございます。

6月中旬に第1回朝日村総合計画審議会を開催し、正副会長を選出していただき、現在、村民アンケートを実施しております。9月中旬に第2回審議会を開催する予定で、計画どおり進行中でございます。

次に、住民福祉課関係で、地域福祉関係についてでございます。

誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現が求められていますが、地域住民が主体的に我がことと捉え、世代や分野の枠を超えて地域で丸ごとつながり、課題を解決して幸せに暮らしていくための計画が地域福祉計画です。住民へのアンケートを実施しましたので、来年2月制定に向け、策定委員会を開催していく予定です。

次に、朝日健康ポイント事業についてでございます。

村民の皆さんの健康づくりをサポートするため、各種イベントに参加し、ポイントをためて得点を受け取る事業を来年度に向け、現在立案中でございます。

次に、建設環境課関係です。

県道新田松本バイパス線についてでございます。

役場から中古見に通じる県道新田松本バイパスは、地区の要望も高まり、県へ要望活動をいたしました。この秋には、県から今後の事業を進めるに当たり、地元地域へ説明会が予定されています。

次に、村道古見57号線改良事業と新田バイパス街灯設置工事でございます。

57号線の改良事業は2億8,000万円、550メートルの規模で今年度は事業開始から4年目になり、中央公民館側の県道交差点について県との協議も終了し、来春には完成の見通しです。

また、時期を同じくして、朝日橋から庁舎間の防犯灯設置工事も完成の見込みで、通学路

として供用開始となり、小学生の交通、防犯対策の充実が図られます。

次に、産業振興課関係です。

条例の未公布問題について、経過、現状、今後の進め方について報告をいたします。

問題の発覚とその後の経過を整理しますと、平成30年12月定例会において、三俣森林公園作業棟が指定管理されている理由を問う一般質問が出され、調査の結果、条例に違反していることが判明しました。それは、管理指定がされていることと、料金が高く徴収されていることが違反内容であります。

平成31年1月22日付で、前議長から前村長宛てに、作業棟の管理の実態と乖離にかかわる質問書が出され、1月31日付で、さき質問の回答書が出され、条例改正で現状に合わせていく方針が示されました。

次に、平成31年3月定例会で、作業棟の適正な管理について質問が出され、この時点では条例違反の原因追求となりました。質問の回答として、現状に即した条例改正でいく方針で答弁がされております。

平成31年4月15日付で、前議長より改善の方向が見えないことから、提言書が前村長宛てに出されました。

4月25日付で、前村長より前議長宛てに回答書が発行され、平成21年6月定例会における条例が未公布であることが判明し、前村長より大変遺憾である旨の内容が記されました。条例が未公布であったことが判明するまでに、約4カ月間を要しました。判明と同時に、朝日村長選挙もあり、未公布問題が一時棚上げされた状態となってしまいました。

私が村長に就任し、一連の問題に対して内部調査、これは問題条例の経過でありますとか、当時の関係者への事情聴取、県への対応の助言依頼、弁護士への相談等を行い、問題の解決策として、県等からのアドバイスを受け、一旦、未公布3条例の公布をし、すぐに現状に即した新条例の公布をするための、そういった検討に入りました。

その後、村の監査委員より行政監査をする旨の提案がなされ、一連の問題点の把握と改正のための報告書、行政監査の結果についてを令和元年8月7日に提出していただきました。提出先は村長宛てと議長宛てです。

内容を要約しますと、余りにも対応が遅く、コンプライアンス意識が低い。指定管理においては、報告書を吟味せず職務怠慢と判断する。作業棟利用者にはおわびと誠意ある対応を望む。また、付言として、ガバナンスの欠如を感じ、問題点に気づかなかった責任は極めて重い。規定に基づいた処分と村民への説明、他組織のあり方を検証、検討することを切望す

るであります。

行政監査結果を受け、議会より、行政監査結果報告に基づく村長への提言が令和元年8月13日に提出され、行政、議会ともに早期解決を図ることを決めました。現在は、朝日村倫理規定に基づき、課長会議メンバーに第三者として弁護士1名に参加いただき、意見を求めるための委員会をスタートさせる段取りをしています。また、今までの調査結果をてんまつ書にまとめる作業に入っています。

今後の日程ですが、小林村政も4カ月が経過しましたので、下半期に向けた新体制を考えております。新しい体制となった後で、法第29条及び朝日村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づく懲戒処分または訓告等の措置を行い、問題となっています条例の改定、作業棟利用者への対応を行います。もうしばらく時間をいただきたく思います。

次に、猿、熊の出没についてでございます。

ことしは猿、熊ともに出没時期が例年に比べ早くなっています。猿対策として、被害を受けている住民の皆さんによる追い払いをしていただいておりますが、広報でもお願いしておりますとおり、猿を見かけた場合は、山まで確実に追い返していただきたいと、そのように思います。現在、大型の捕獲おりの手配を進めており、新たな効果に期待をしております。

また、熊の出没も多く、警察、猟友会、職員と何度となる警戒に当たっておりますが、庭先の果物被害、みそ蔵への侵入と、人への危険度が増しておりますので、村民の皆さんには十分注意をお願いしたいと思います。

次に、ゲストハウスの利用状況についてでございます。

6月15日にゲストハウスがオープンしました。延べ宿泊者数は、6月に5名、7月に51名、8月は113名で、8月は稼働率は36%と徐々に伸びています。また、外国からの訪問者も、中国5名、ブラジル、タイ、アメリカ3名、スリランカ2名となっています。今後、広告媒体が充実していけば、さらに利用者もふえると思います。

次に、松くい虫対策でございます。

6月定例会において、ことしになって松くい虫被害が急増していることに触れ、一段上げた対策検討として、ヘリコプターによる空中防除案も今後検討していくといたしました。空中防除については、幾つかの課題、これは環境への影響、費用の問題、防除する山の決め方等がありますので、継続検討とし、当面は被害木の抜倒薫蒸処理の継続といたします。さらに被害が拡大する兆しが見えたときには、再度対応策を練ります。

次に、教育委員会関係です。

第2期朝日村子ども・子育て支援事業策定についてでございます。

平成27年度にスタートした支援事業が今年度で終了するため、新たに令和2年から5カ年の第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画を策定するものであります。子供の利益実現のため、保育受け入れ、家庭における養育、健やかな育ち、保護者の子育て支援等、整備するものです。18名の委員による検討会議が8月下旬に行われ、12月にはパブリックコメントの実施、令和2年3月には計画策定の予定でございます。

次に、幼児保育の無償化についてでございます。

10月1日から、国の幼児教育・保育の無償化が始まります。これは、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの費用が無償化されます。あさひ保育園では、これまでも無償化しており、引き続き無償化を実施いたします。

なお、国の無償化では、副食費について保護者負担としておりますが、朝日村ではこれまでどおり無償としていきます。

続いて、公約に沿ったテーマで特筆すべきものについて進捗を述べます。

まず最初に、対話集会から始め村民の声を村政に生かしますということですが、この4カ月間で新設した対話集会はありませんでした。各種委員会、各種団体、PTAと、新しい村づくりに関する意見交換を行ってまいりました。その中で、新たなテーマをたくさんいただいておりますので、今後、一つでも実現できるようにしたいと思います。今後ですが、出前村政も幾つかの常会から開催要望をいただきつつありますから、精力的に行ってまいります。

次に、基幹産業の農業を守りますですが、アグリビジネスセンターの件は、法人化に向け検討をしています。いましばらく時間を要するため、見える体制を早期に確立する意味で、専任要員1名を確保し、援農支援、野菜バス、新規就農者支援、この3本柱で来月よりスタートしたいと思います。

次に、観光商工業の活性化を図るのですが、松本山雅フットボールクラブのホームタウン化の検討でございます。それにより、どのような効果があるのか調査を行ってまいりました。調査結果として、松本山雅FCはサッカー競技を主体とする活動のみならず、地域の課題とともに歩み、地域に密着した手法で、子供の運動、健康増進、食育、人権など、さまざまな分野にかかわり連携することで、相乗効果として地域福祉の向上が図られるとのことであります。

また、各種イベント、行事に協力することで、村民の参画意識の向上、村外へのPRに効果があり、朝日村の知名度向上、地域活力向上に効果が期待されます。最近の例では、生坂

村がホームタウンとなり、松本山雅との各種コラボレーションが新聞等で話題となっております。よって、議会の承認が得られれば、ホームタウンに参加したいと思っています。

次に、それぞれの事業を通して、村内にお金が落ちる仕組みづくりですが、役場とファミリーマートの同一ロケーションは、企画次第でよい仕組みができると思います。ぜひ村民の皆さんには、多くのスペースを活用して、朝日の顔、これは野菜でありますとか、マツタケ、これを前面に出し、新たな事づくりにチャレンジをしていただきたいと思っています。

次に、安心・安全な村づくりをしますですが、消防団の団員確保等、諸課題についてですが、現在、消防団幹部と協議中です。1つですが、消防団の要請により、昼の消防体制強化のため、役場職員を主体とする本部消防の復活の検討に入りました。

次に、ヘリポートを役場隣に建設する件ですが、当初計画の常設ヘリポート、これから緊急時へのヘリポートに仕様を変更することが可能との見通しです。よって、ふだんは多目的に使えるような仕様にしていきたいと思っています。

次に、災害対策として、鎖川右岸の防災機能、防災センターについてでございます。

旧おひさま保育園もそのための拠点として候補に上がりました。しかし、道路との動線、駐車場が狭い等が課題となり、実現しませんでした。現在、中間地域総合整備事業で活性化施設を西洗馬区として検討中です。その施設と鎖川右岸防災センター機能と合体した計画にできないか、今後西洗馬区と相談を始めたいと思います。決まれば、建設費の県と国の85%負担の残額について、西洗馬区と村で応分することとなります。ぜひご理解をいただきたいと思っています。

次に、人口維持対策を推進しますが、現在、他村の公営住宅の現状を勉強させていただいております。他村の状況は、定期的に公営住宅を数棟ずつ建設し、人口維持につながっている例が多くあります。朝日村の現状は、すぐに住みたいけれども、空き家がない状況です。また、村営住宅団地も建設から長年経過し、老朽化を迎えています。今まで移住者には空き家バンク制度に頼ってきましたが、空き家バンク登録も少なく、住宅政策の転換点に来たと判断しています。

今後は旭ヶ丘の村営住宅の建て直しを検討するほか、人口のバランスをとるため、各地区に数棟ずつ村営住宅ができないか、今後検討していきます。また、旧おひさま保育園の跡地利用として、村営住宅が可能か検討してまいります。

そのほか、向陽台団地第3期事業は、土地の買収も終了し、いよいよ工事の段取りに入ります。

次に、公共施設インフラの老朽化への投資ですが、総延長131キロメートルの村道の修繕ですが、各地区要望箇所や朝日橋から松ノ木橋の間も再舗装の準備をしています。今後も計画どおり修繕を行ってまいります。

公共施設の関係ですが、特に中央公民館、マルチメディアセンター、健康センター、わくわく館を今までどおり維持していく方針を固めました。一体化した施設の必要性も議論的でしたが、今後の投資を考えるに、今の状況はほどよいスペースに4施設が隣接し、特にわくわく館で伸び伸びとした子供教育、健康センターは年に数回ですが、村民の定期健康診断施設の確保は重要であり、現状施設を末永く活用していく方針です。そのため、緊急措置として、わくわく館の雨漏り暫定対策を行います。

プライムスキー場も開場以来27年を迎え、大型起債もあと3年で償還が終わる段階となりました。今後は、トータル1億5,000万円ほどの設備投資がかかる見込みですが、地域社会の重要施設と捉え、スキー場維持を基本に据えた考えでいきます。しかし、投資額も大きいことから、今後の観光ビジョンとあわせ、多くの村民の意見集約も必要と思われれます。

次に、村政の見える化・スピード・質向上のため、副村長を置きますの項ですが、副村長の起用について検討してまいりました。副村長を置く理由として、公約当初は、仕事の質とスピードの向上を主目的としましたが、条例の未公布問題等から、役場の体質、職員の資質まで問われる状況となり、ここで新たな血を、文化を、中央との太いパイプを、第6次総合計画を考え、長野県から適任者を派遣していただく方針としました。現在、人選を県にお願いしておりますので、今会期終了後、改めて臨時議会をお願いし、同意をいただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、次に、議案の提案説明に入ります。

本日提案いたしました議案は、条例7件、道路認定1件、決算7件、予算5件の計20件でございます。

まず最初に、議案第58号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の改正につきましては、国の法改正により、住民票の記載事項に旧姓が加えられるため、旧姓での印鑑登録を可能とする改正を行うものでございます。

次に、議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例につきましては、国の法改正に伴い、成年被後見人を資格、職種等から排除する欠格条項を村の関係条例から削除するものでございます。

次に、議案第60号 朝日村税条例等の改正につきましては、地方税法の改正に伴い、所用

の改正を行うものでございます。

次に、議案第61号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正につきましては、10月1日より施行される幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第62号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の改正につきましては、国の法改正に伴い、災害見舞金等の額を改正するものでございます。

次に、議案第63号 朝日村簡易水道条例の改正及び議案第64号 朝日村下水道条例の改正につきましては、指定工事店の指定等、手数料を追加するものでございます。

次に、議案第65号 村道路線の認定につきましては、道路法の規定により、村道2路線の道路認定につき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第66号から第72号につきましては、平成30年度の決算でございます。

なお、金額につきましては、千円単位を切り捨て、万単位で申し上げます。

まず、一般会計を含みます全7会計の決算総額は、歳入が53億2,834万円、歳出が50億9,792万円でございます。繰越財源を除きました実質収支は1億7,821万円となり、全ての会計で黒字決算となりました。

初めに、議案第66号 平成30年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が37億132万円、歳出決算額が35億3,093万円となり、翌年度へ繰り越す財源を除きました実質収支は1億1,818万円となりました。主な内容は、歳入ではたばこ税、軽自動車税は増額となりましたが、個人村民税、固定資産税は減額となったため、村税全体では前年度対比7%の減額となったほか、庁舎建設事業の終了に伴い、前年度から基金繰入金、地方債が減額となるなど、歳入全体では前年度対比21.3%の減となりました。

歳出では、義務的経費のうち、繰上償還により公債費は減額となりましたが、人件費及び扶助費は増額となったほか、新庁舎建設工事の終了に伴い、普通建設事業費が減額となるなど、歳出全体では前年度対比21.3%の減となりました。村税収入が大幅に減収となる厳しい財政状況の中、財源確保に努め、事業の実施に当たっては効率的な予算執行に努め、財政調整基金へ2億7,624万円の積み立てを行うことができたものでございます。

次に、議案第67号 平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が4億3,339万円、歳出決算額が4億3,137万円で、歳入歳出差引額は202万円となり、国保制度改革により仕組みが変わり、初めての決算となりました。主な内容は、歳入で、被保険者の所得の減収に伴い、国民健康保険税が前年度対比18.2%の減額となり、基金

から1,095万円の繰り入れを行いました。

次に、議案第68号 平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額が5億691万円、歳出決算額が5億383万円で、歳入歳出差引額は307万円となりました。

主な内容は、歳入では、介護保険料が前年度対比10.4%の増額となりましたが、介護サービスの増加に伴い、基金から550万円の繰り入れを行うなど、歳入全体では、前年度対比3.4%の増となり、歳出でも保険給付費の増加に伴い、歳出全体では前年度対比3.5%の増額となりました。

次に、議案第69号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計決算認定につきましては、歳入決算額が5,102万円、歳出決算額が5,102万円で、歳入歳出差引額はありませんでした。

主な内容では、歳入では後期高齢者医療保険料と繰入金、歳出では広域連合納付金です。

次に、議案第70号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定及び議案第71号

平成30年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定につきましては、それぞれ公営企業法適用の会計に移行のため、3月をもって打ち切り決算を行い、基金を廃止し、全額繰り入れを行いました。

簡易水道特別会計につきましては、歳入決算額が1億6,293万円、歳出決算額が1億3,485万円で、歳入歳出差引額は2,807万円となりました。

主な内容は、歳入では、打ち切り決算により使用料収入が11カ月分となるため、前年度対比6.8%減額となりましたが、基金の廃止により、全額を繰り入れたため、歳入全体では前年度対比19.9%の増となりました。歳出では、公営企業会計移行のための業務委託により経営管理費が増額となり、歳出全体では4.3%の増となりました。

下水道特別会計につきましては、歳入決算額が4億3,018万円、歳出決算額が4億347万円で、歳入歳出差引額は2,671万円となりました。

主な内容は、簡易水道特別会計と同様に、歳入では、打ち切り決算により使用料収入が11カ月分となるため、前年度対比6.4%減額となりましたが、基金の廃止により全額を繰り入れたため、歳入全体では前年度対比6.5%増となりました。

次に、議案第72号 朝日村あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額4,257万円、歳出決算額が4,242万円で、歳入歳出差引額は15万円となりました。

主な内容は、歳入では、リフトの電動機工事に伴う一般会計からの繰入金の増額により、

全体では前年度対比18.5%の増、歳出でも、同じくリフトの電動機工事を伴うなど、前年度対比18.7%の増となりました。

続きまして、議案第73号から議案第77号につきましては、各会計の補正予算でございます。

初めに、議案第73号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともに5,530万円を追加し、予算総額を30億2,760万円とするものでございます。

主な内容は、歳入では、地方交付税が6,350万円、村債が2,340万円、繰越金が1,519万円、諸収入が6,186万円の減額等でございます。

歳出では、防火水槽設置事業に2,350万円、野俣沢林間キャンプ場の保安林解除のための測量業務に800万円、松本山雅との協働による地域づくりを進めるため、松本山雅への出資金300万円、障害者福祉サービスの利用増加に伴う障害児支給給付費に280万円、10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修費等に252万円、消防本部班再編成に伴う資機材の整備費に250万円等でございます。

次に、議案第74号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともに317万円を追加し、予算総額を4億8,697万円とするものでございまして、歳出では、過年度精算に伴う精算金を増額するものでございます。

次に、議案第75号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出ともに165万円を追加し、予算総額を5億2,507万円とするものでございまして、歳出では、過年度精算に伴う精算金を増額するものでございます。

次に、議案第76号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出ともに5万円を追加し、予算総額を5,105万円とするものでございまして、歳出では、過年度精算に伴う精算金を増額するものでございます。

次に、議案第77号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、収益的収入及び支出のうち、支出で292万円を増額し、2億8,689万円とするものでございます。歳出では、処理場の薬液注入ポンプの修繕費を追加するものでございます。そのほか、今会期中に人事案件を3件を追加提案させていただき予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。決算につきましては会計課長から、条例、予算等につきましては、担当課長及び担当者より補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

長くなりましたが、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ここで決算書について説明があります。

上條会計管理者。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私からは議案第66号から第72号までの一般会計並びに特別会計の決算認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、金額につきましては、千円単位を切り捨て、万単位でご説明いたします。また、決算の総額及び歳入差引額につきましては、先ほど村長が申し上げましたので省略をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、決算書の添付資料の決算説明書によりご説明を申し上げます。

決算書の後ろのほうにございます8-2ページをごらんいただきたいと思います。

途中、ピンクの仕切り紙がございますけれども、その後ろになります。

8-2ページでございますけれども、会計別の歳入歳出決算総括表でございます。平成30年度は一般会計のほか6つの特別会計により予算を執行いたしました。決算の結果、後期高齢者医療特別会計で実質収支がゼロとなったほか、全ての会計で黒字となっております。

続きまして、8-10ページのほうをごらんください。

一般会計の歳入の款別決算書でございます。歳入の内容につきましては、後ほど説明させていただきますので、ここでは未収入金についてご説明させていただきます。

未収入金は総額1億2,575万円でございます。

詳細を申し上げます。

1款村税296万円、主に固定資産税、村民税の未収金によるものでございます。

12款使用料及び手数料2万円は、督促手数料の未収金でございます。

13款国庫支出金の3,336万円、19款の諸収入の320万円、20款村債の8,620万円につきましては、それぞれ繰越事業の特定財源として翌年度へ繰り越したものでございます。

続きまして、8-11ページのほうをごらんください。

一般会計歳入の決算状況で、前年度との比較でございます。歳入の主なものを説明させていただきます。

1款の村税は6億670万円で、4,575万円、7.0%の減でございます。これは個人村民税、固定資産税の減によるものでございます。

9款の地方交付税は14億4,945万円で、1,082万円、0.8%の増となりました。こちらは普通交付税の増によるものでございます。

17款の繰入金金は5億4,833万円で、5億3,003万円の49.2%の減となりました。また、20款

の村債は2億9,090万円で、4億4,720万円、60.6%と大幅な減となりました。これは庁舎建設事業の終了に伴うものでございます。

続きまして、8-14ページをごらんください。

一般会計、歳出の款別決算額でございます。左から4列目をごらんいただきたいと思えます。

翌年度への繰越額でございますけれども、1億7,496万円でございます。こちらにつきましては、6月定例会で報告をさせていただきました10事業の繰り越しに伴うものでございます。

続きまして、8-15ページをごらんください。

一般会計歳出の決算状況で、前年度との比較でございます。前年度と比較しまして、大きく増減したものを申し上げます。

まず、2款の総務費は4億7,585万円、11億486万円、69.6%の減となりました。こちらは庁舎建設事業の終了によるものでございます。

6款の農林水産業費は1億6,066万円、7,103万円、30.7%の減となりました。雨量観測システム更新事業等の終了によるものでございます。

8款の土木費でございます。5億1,495万円、1億1,952万円、30.2%の増となりました。向陽台道路整備事業の実施によるものでございます。

13款の諸支出金は3億4,661万円で2億4,663万円、246.7%の増となりました。こちらは財政調整基金への積み立てによるものでございます。

続きまして、一般会計の主な事業について、課ごとに申し上げます。

8-3ページのほうをごらんください。

平成30年度の主要事業でございますけれども、初めに、総務課関係では、災害時の避難所の通信環境の整備を図るため、避難施設Wi-Fi設備設置事業に162万円、新役場庁舎竣工事業に243万円、開村130周年記念事業に1,745万円、新役場庁舎の備品購入事業に6,597万円、消防費の関係では、新型Jアラート受信機設置事業に291万円、消防団の救急用救助器具購入事業に299万円、高輝度蓄光避難所看板設置事業に535万円。

8-4ページをお願いいたします。

庁舎建設時に借入れをしました地方債の繰上償還5億1,117万円が総務課の主な事業でございます。

次に、住民福祉課関係では、障害者の地域生活支援事業に1億2,950万円、福祉医療給付

事業2,670万円が主な事業でございます。

8-5ページをお願いいたします。

次に、建設環境課関係では、災害廃棄物処理計画の策定に291万円、道路の個別施設計画策定に486万円、社会資本整備交付金事業で行った村道古見57号線道路改築事業に4,769万円。

8-6ページをお願いいたします。

向陽台連絡道路の整備事業に1億4,425万円が主な事業でございます。

続きまして、8-7ページをお願いします。

産業振興課関係では、鳥獣被害防止対策事業に2,963万円。

続いて、8-8ページをお願いします。

地方創生事業による新たな農業の担い手創出事業に1,288万円、県営中山間地域総合整備事業負担金に667万円、農地中間管理機構関連、農地整備事業の計画書作成に793万円、地方創生事業による木質資源循環自立創生事業に1,418万円、プレミアム付き商品券の発行事業に1,280万円。

8-9ページをお願いいたします。

地方創生事業による滞在型体験プログラム構築事業に712万円、交流拠点施設整備事業、これはゲストハウスでございますけれども、929万円が主な事業でございます。

次に、教育委員会関係では、新たな出産祝い金等、子育て支援の対策推進に492万円。

以上が一般会計の主な事業でございます。

続きまして、8-43ページをごらんいただきたいと思います。

村債の状況でございます。

平成30年度は新たに2億9,090万円の借り入れを行いましたが、役場建設時に借り入れを行いました一般単独事業債の繰上償還5億1,117万円を含む7億1,769万円を償還いたしました。残高につきましては、昨年度から4億2,679万円、19.5%減の17億6,464万円となっております。

続きまして、8-45ページをごらんください。

こちらは基金の状況でございます。基金につきましては、昨年度、役場庁舎建設基金を廃止し、5億4,769万円を繰上償還の特定財源等として充当してございます。また、財政調整基金へ2億7,814万円の積み立てを行い、財政調整基金の残高は11億275万円となりました。

なお、基金の総額は、昨年度から2億174万円、9.7%減の18億7,786万円となっております。

続いて、特別会計について申し上げます。

9-1ページをごらんください。

国民健康保険特別会計でございます。

国保制度改革が行われ、各市町村の運営から県域での運営に変わり、初めての決算となりました。

歳入の主なものは、1款の国民健康保険税が1億1,788万円で、農業所得など被保険者の所得の減少に伴い、前年度から2,620万円、18.2%の減となりました。収入未済金210万円は、昨年より14万円減少をしております。

続いて、9-2ページをごらんください。

国民健康保険特別会計の歳出でございます。

歳出の主なものは、2款の保険給付費2億6,397万円で、3,786万円の減となりました。

国保制度改革に伴い、新たに3款の国民健康保険事業費納付金を県に納付する仕組みとなり、初年度は1億4,829万円となっております。

続きまして、9-7ページをごらんいただきたいと思っております。

国民健康保険特別会計の基金でございます。基金につきましては、高額医療費資金貸付基金を廃止し、国民健康保険事業、財政調整基金の取り崩しとあわせて1,095万円の繰り入れを行っております。

続きまして、10-1ページをごらんください。

介護保険特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の介護保険料で9,611万円、908万円、10.4%の増でございます。

3款の国庫支出金は1億3,045万円、4款の支払基金交付金は1億2,779万円でございます。

歳出で主なものは、2款の保険給付費で4億5,178万円、1,893万円の増でございます。要介護者数は昨年度に比べて減少しましたが、介護サービス給付費は増加し、特に施設サービスは前年度に比べて25%の増で増加傾向が続いている状況でございます。

続きまして、11-1ページをごらんください。

後期高齢者医療特別会計でございます。

歳入の主なものは、1款の後期高齢者保険料で3,751万円、88万円の減でございます。

歳出の主なものは、2款の広域連合納付金で5,045万円、18万円の減でございます。後期高齢者医療制度加入者数は30年3月末で797人、前年度より3人の減となっております。

続きまして、12-1ページのほうをごらんください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料で7,222万円、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算によりまして、11カ月分の使用料収入となったため、531万円の減となっております。徴収率は99.7%で、打ち切り決算の影響により収入未済額が24万円ということで、20万円の増となっております。

歳出の主なものは、2 款の建設改良費1,799万円で、古見配水池のP Cタンク屋根防水塗装工事486万円、それと県道中組バイパス歩道への水道管布設工事1,313万円を実施いたしました。

3 款の公債費は8,147万円で、12万円の増でございます。

12－6 ページをごらんいただきたいと思います。

簡易水道特別会計の村債の状況でございます。

村債につきましては、新たに2,230万円を借入れ、残額は6億9,794万円となっております。

続きまして、12－7 ページをごらんください。

基金でございます。基金につきましては、公営企業会計移行に伴い廃止を行いまして、1,923万円を繰り入れております。

続きまして、13－1 ページをごらんをいただきたいと思います。

下水道特別会計でございます。

歳入の主なものは、2 款の使用料及び手数料の8,931万円でございます。簡易水道特別会計と同様に、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算によりまして、使用料収入が11カ月分となりましたので、前年度より605万円の減でございます。徴収率は99.6%で、打ち切り決算の影響によりまして、収入未済額は37万円で、29万円の増となりました。

4 款国庫支出金の未収入金833万円は、こちらも打ち切り決算により未収入となったため、次年度へ予算の組み替えを行っております。

歳出の主なものは、2 款の建設改良費6,489万円で、ピュアラインのストックマネジメントの計画策定委託に2,658万円、同じくストックマネジメントの計画実施設計に1,680万円、県道中組バイパス歩道への下水道管布設工事1,632万円を実施しております。

3 款の公債費は2億7,515万円で140万円の増でございます。

13－6 ページのほうをごらんください。

下水道特別会計の村債の状況でございます。

村債は新たに2,910万円を借り入れ、残額は17億4,696万円となっております。

13-7ページをごらんください。

基金でございます。基金は公営企業会計移行に伴い廃止を行いまして、1,391万円を繰り入れてございます。

続きまして、14-1ページをごらんください。

あさひプライムスキー場事業特別会計でございます。

歳入の主なものは、3款の繰入金で3,937万円、652万円の増でございます。

歳出の主なものは、1款の事業費で1,557万円でございます。第一ペアリフト電動機等の改修工事に1,134万円、高圧電気設備改修工事103万円を実施してございます。

2款の公債費は2,684万円、385万円の減でございます。来場者数は1万9,650人で前年度より1,596人減少しております。

以上で、一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の補足説明を終わらせていただきます。

◎健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告について

○議長（塩原智恵美君） 日程第26、ここで健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率の報告があります。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率につきまして報告をさせていただきます。

議案書の後ろのほうに附箋をつけさせていただいていると思いますけれども、その1枚手前のところに報告書をつけてございますので、ごらんをいただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 皆さんのところにお配りしてあります本日の議案の日程表がございますが、その一番後ろのページをごらんいただきたいと思います。

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 附箋をつけてある1つ前のページになります。横長の表になります。

○議長（塩原智恵美君） 決算報告の出ている日程第26と書いたその報告書でございます。

つづつてあります決算審査報告書の1枚手前のページです。

じゃ、準備ができたようです。どうぞお願いします。

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、平成30年度決算に基づく健全化判断比率でございます。

まず最初に、健全化判断比率の算定比率でございますけれども、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率につきましては7.6でございますして、昨年度から0.5ポイント上昇してございます。将来負担比率なし。

続きまして、公営企業会計の資金不足比率でございますけれども、簡易水道、下水道、スキー場、それぞれの特別会計で資金不足比率はなしとなっております。

以上でございます。

◎平成30年度決算審査報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第27、ここで議案第66号から議案第72号までの決算審査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

なお、清沢議員は監査委員席へ移動し、着席願います。

上條代表監査委員。

〔代表監査委員 上條良久君登壇〕

○代表監査委員（上條良久君） 平成30年度の決算審査報告をさせていただきます。

お手元の資料ですが、今、説明ありました比率の次に、平成30年度の決算審査報告書という、その資料をごらんいただきたいと思います。

平成30年度決算審査報告書という形で決算審査結果取りまとめをさせていただきました。この報告書に沿いまして報告をさせていただきます。

このたびの決算審査は、議会代表の清沢監査委員さんとともにさせていただきました。

早速ですが、2ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、これまで小林村長、上條総務課長、それぞれ決算状況、計数等説明されておりますので、私からはその点は省略をさせていただき、審査意見を中心に簡略にご報告させていただきます。よろしく願いいたします。

平成30年度の朝日村一般会計及び特別会計の決算審査報告です。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、平成30年度朝日村一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算について、関係諸帳簿並びに証書類を審査しましたので、その結果を意見を付して報告させていただきます。

第1ということで、審査の対象ですが、平成30年度の朝日村一般会計、朝日村国民健康保険特別会計、朝日村介護保険特別会計、朝日村後期高齢者医療特別会計、朝日村簡易水道特別会計、朝日村下水道特別会計、あさひプライムスキー場事業特別会計、以上の7会計です。

第2ということで、審査の期間ですが、令和元年8月2日から8月20日まで。

第3ということで、審査の方法ですが、決算審査に当たり、対象とした各会計の歳入歳出決算書及び関係書類等が法令の規定に準拠して作成され、かつ計数が正確であるかを確認するとともに、予算の執行が適切かつ効率的になされたか、また、基金の運用が目的に照らし、確実かつ効率的に運用されているかについて、担当課長初め職員の皆さんから説明をしていただき、実施をいたしました。

3ページをごらんいただきます。

第4ということで、審査の結果です。

審査に付されました各会計歳入歳出決算及び基金運用の状況は、関係諸帳簿、証書類照合の結果、適正であり、計数的に正確であるとともに、予算執行を含め、事務事業が適正かつ効率的に行われたことを認めます。

第5ですが、決算の概要及び審査意見です。

1ということで一般会計ですが、歳入決算額が37億132万555円、歳出決算額が35億3,093万5,976円、差引額が1億7,038万4,579円ということです。

8ページをごらんいただきます。

8ページは(9)ということで、審査意見です。

1点目のアですが、平成30年度決算についてです。

平成30年度は朝日村第5次の総合計画の最終年度であり、後期基本計画に沿った財政運営がされました。決算額は歳入が37億132万円、歳出が35億3,094万円ということで、歳入歳出ともですが、前年度比21.3%の減少となりました。減少の主な要因ですが、前年度の新庁舎完了に伴うものです。

主要な経営指標につきましては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は75.4%、これは前年度対比1.9%増です。財政力指数は0.310%、前年度対比0.002ポイント増、実質公債費比率は7.6%、前年度対比0.5%増という状況です。

以上のような状況の中、特に実質公債費比率に関しましては、比率を引き下げるためには地方債の繰上償還が必要となりますが、繰上償還が可能な民間資金の借入れがなくなってきておりまして、比率を引き下げる要素がなくなっているという状況下にあると思われまます。今後、比率は徐々に増加する見通しのことから、中長期的な財政計画の見直しを含め、引き続き財政の健全化に取り組んでいっていただきたい。

2点目です。イということで、指定管理者制度の取り組みについてです。

今回は、朝日村観光レクリエーション施設に関して監査を実施いたしました。あさひプライムスキー場を初め、野俣沢林間キャンプ場などの各種観光施設等の管理・運営を民間企業等に管理委託をしています。

この指定管理者制度に基づいての管理委託ですが、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者の活力による利用者サービスの向上や管理経費の縮減を図るために導入された制度です。当然、委託先である指定管理者とは協定を締結いたしますが、協定に沿っての報告書が提出されていない。また、条例に基づいての報告書は提出ありましたが、各施設の利用状況等の実態を把握できないという中身の報告書でありました。

今後、観光レクリエーション施設のあり方の改善等を検討するに当たりましては、実態を把握できない中での改善はあり得ないと思います。

このような状況を踏まえて、指定管理委託している全施設の協定等について、適正かどうかも含め確認し、手続や運用に関する基本的な考え方を示したガイドラインを作成する等、サービス向上を目指しての対応に取り組んでいただきたい。

3点目です。ウということで、村道の適正管理の推進についてということですが、平成30年度実施した村道個別施設計画策定は、今後10年間に想定される生活道路を中心とした村道の道路補修費用が4億5,600万円という調査結果となりました。村道の適正管理財源の捻出が困難になる可能性のある中、賢く適正管理を推進するためにも、国が公共施設の長寿命化対策として拡充させた公共施設等適正管理事業債等を活用して、今後本格化する村道の更新需要に取り組んでいただきたい。

9ページをごらんいただきます。

4点目のエです。生涯現役の体づくり事業推進についてという点ですが、「健康村朝日村」を看板として、これまでさまざまな健康推進事業に取り組んで健康づくりを推進してきており、特定健診等の近年の受診率の向上は、これまでの地道な努力の結果によるものと判断できます。平成30年度からは、生涯現役の体づくり事業、その事業に計画的に取り組んでおり、

その中には、ポイント制を設ける等の計画もあることから、積極的に村民の皆さんへ情報提供するなど、さらに健康村づくりに努めていただきたいと思います。

5点目ということでオです。子ども・子育て支援について。

平成30年度においては、当村の子育て支援の概要が容易にわかる「子育てリーフレットあさひっこ」を作成して、ホームページにも掲載され、村の施策を広くPRすることができるようになりました。また、第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査にも着手するとともに、保育所の円滑な運営、子育て支援センターの充実、学校教育においては適応支援員の配置やALTの独自配置、学校施設整備など、村の子育て支援事業進捗に一定の成果がうかがえます。

こうした取り組みの中で、保育事業においては、3歳未満児保育の数がふえてきている現状において、保育所職員不足などの課題も浮き彫りになってきております。

令和元年の第2期朝日村子ども・子育て支援事業計画策定に当たっては、第6次総合計画とのひもつきを明確にして、従来の取り組みと課題をしっかりと総括し、当村の子ども・子育て支援施策をさらにステップアップした事業計画にして、広く朝日村の子育ての魅力を村内外に情報発信できることを期待いたします。

6点目ということでカです。社会教育への取り組みについてです。

公民館事業等につきましては、開村130周年記念事業を冠とした行事が多く展開され、お夏まつり、文化講演会など村民の皆さんの参加も多く、活性化した事業展開であったと言えます。

しかしながら、一部の事業、長寿を祝う会、村民体育祭などにおきましては、村民参加に偏りがあり、役員の方々への負担が多く、村民総意の事業とは言いがたい面もうかがえます。少子高齢化が進む将来を見据え、公民館事業を含め、当村の社会教育事業のあり方を見直し、第6次総合計画作成にあわせ、長期ビジョンを作成する必要があるのではと考えます。ビジョンづくりに期待をいたします。

以上が一般会計ですが、2ということで、国民健康保険特別会計です。

歳入決算額は4億3,339万5,932円、歳出決算額は4億3,137万802円、差引額は202万5,130円です。

10ページですが、下の(3)、10ページの下になります。審査意見のところをごらんいただきますが、国民健康保険特別会計、1人当たり医療費が県下でも低水準を維持しているものの、平成29年度は県下62位という位置でした。平成30年度国民健康保険税額は、前年度比

79.1%と厳しい状況です。一般会計からの法定外繰り入れに依存しない国保財政ではあるものの、財政調整基金繰入金により黒字化している状況でもあります。

小規模の保険者の当村は、保険料負担の急増リスクが高く、国保財政の県単位化の保険税率について、村民の急激な負担増加を防ぐための激変緩和措置実施期間中の見直しに努めていただきたいと思います。

11ページに移ります。

3、介護保険特別会計です。

歳入の決算額が5億691万342円、歳出決算額が5億383万7,846円、差引額が307万2,496円です。

11ページの下、(3)の審査意見のところをごらんいただきますが、平成30年度は要介護・要支援者認定者ともに減少してきております。村の介護予防、生活支援サービス、通所型支援サービス及び一般介護予防事業などの取り組みがこうした数字にあらわれているのではないかと評価いたします。

今後も老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、社協とも連携し、引き続き要介護・要支援者への支援及び一般介護予防事業への取り組み強化に期待をいたします。

12ページをごらんいただきますが、4ということで、後期高齢者医療特別会計です。

歳入決算額が5,102万5,060円、歳出決算額が5,102万5,060円ということで、差引額はゼロ円です。

ページの下です。(3)審査意見です。

平成30年度1人当たりの医療費は、県全体で77市町村中70位と低い状況となりました。地域包括支援センターの努力がこの成果に結びついたのでないかと評価いたします。引き続き、老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センター機能の充実と後期高齢者の疾病予防に貢献をしていただきたいと思います。

次ページの13ページをごらんいただきます。

5の簡易水道特別会計です。

歳入決算額が1億6,293万2,945円、歳出決算額が1億3,485万6,937円、差引額が2,807万6,008円ということでした。

13ページの下にある(3)の審査意見です。

簡易水道特別会計は、施設の老朽化に伴う更新需要の増大と人口減少等に伴う料金収入の減少などの取り巻く環境の中、平成30年度には一般会計からの繰入金を繰入基準額にする、

基準額の繰入率、前年度は63.5%、それを100%というふうにしたわけですが、など経営基盤の強化等に取り組んできています。

また、公営企業の経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、国が要請する令和元年度から5年度までの地方公営企業法の適用について、平成30年度移行作業が完了したことは評価できます。

今後ですが、損益情報やストック情報等の経営情報を正確に把握した上で、経営の効率化、料金の適正化等の事業実施に努めていただきたいと思います。

6の下水道特別会計です。

歳入決算額4億3,018万2,939円、歳出決算額が4億347万2,385円、差引額が2,671万554円です。

15ページをごらんいただきます。

中段での(3)審査意見、そこをごらんいただきますが、下水道特別会計は、簡易水道特別会計と同様に国が要請する令和元年度から5年度までの地方公営企業法の適用について、平成30年度移行作業が完了いたしました。平成30年度には、運転管理業務を県下水道公社へ委託するなど、経営の効率化を進めてきております。

今年度策定した今後の大きな設備工事も、予定したストックマネジメント計画と広域化・共同化計画の検討をあわせ、持続可能な下水道運営の推進に努めていただきたいと思います。

続きまして、7、あさひプライムスキー場事業特別会計です。

歳入決算額が4,257万6,538円、歳出決算額が4,242万5,275円、15万1,263円です、差引額。16ページです。

(3)の審査意見です。

平成30年度来場者1万9,650人、前年比較すると1,596人減少となりました。スキー人口の減少のあおりを受けての来場者の実態であると理解をいたしますが、指定管理者の見解も伺うと、若干ではありますが、今後スキー人口の回復も見込めるという分析でありました。

松本市内から一番近くにあり、ファミリー層、初心者向けであり、また、小学校スキー教室など、あさひプライムスキー場の利点を十分に生かして、指定管理者と連絡を密にして、毎年利用実態を明確に把握し、課題分析を行う中で、次年度事業計画、施設整備計画に反映させて、冬季スポーツ育成、またスキー愛好家の憩いの場としての利活用の促進につなげていただくことを願います。

以上が7会計の決算審査報告です。

続きまして、17ページをごらんいただきますが、平成30年度の決算に基づく朝日村健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率に関する審査報告です。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第2項の規定により、平成30年度決算に基づく朝日村健全化判断比率及び同法第22条第3項の規定により、平成30年度決算に基づく朝日村公営企業会計に係る資金不足比率について、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査しましたので、意見を付して報告させていただくものです。

2、審査期間ですが、令和元年8月2日から8月20日までということです。

3の審査結果です。

審査に付されました健全化判断比率ですが、実質赤字比率なし、連結実質赤字比率なし、実質公債費比率7.6%、将来負担比率なし、資金不足比率なしであり、それらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、計数的に正確であることを認めました。

4の審査意見ということです。

(1) 法令等に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないこと。

(2) で法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられていること。

(3) ということで、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されていること。

(4) ということで、客観的事実の妥当性を判断した上で、財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われていること。

4点、それぞれ認めましたということで報告させていただきます。

18ページ、19ページですが、資料がついております。これはごらんいただきたいと思えます。

以上をもちまして、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢監査委員は自席へお戻り願います。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第28、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

全員協議会は10時50分開始にいたします。

休憩 午前 10時33分

[全 員 協 議 会]

再開 午後 4時38分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時39分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年朝日村議会 9月定例会 第2日

議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月13日(金) 午前9時開議

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 一般質問

出席議員 (9名)

1 番 上 條 俊 策 君

2 番 高 橋 良 二 君

3 番 清 沢 正 毅 君

5 番 高 橋 廣 美 君

6 番 林 邦 宏 君

7 番 中 村 文 映 君

9 番 上 條 昭 三 君

10 番 北 村 直 樹 君

11 番 塩 原 智 恵 美 君

欠席議員 (1名)

8 番 齊 藤 勝 則 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 小 林 弘 幸 君

教 育 長 百 瀬 司 郎 君

会計管理者兼
総 務 課 長 上 條 晴 彦 君

住民福祉課長 上 條 文 枝 君

建設環境課長 塩 原 康 視 君

産業振興課長 上 條 靖 尚 君

教 育 次 長 清 沢 光 寿 君

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕 子 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、おはようございます。

齊藤勝則議員から本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

2番 高橋良二 議員

3番 清沢正毅 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎一般質問

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて、議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められております。簡潔にお願いいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局より鈴でお知らせをいたしますので、お含みおき願います。

◇ 高 橋 良 二 君

○議長（塩原智恵美君） 最初に、2番、高橋良二議員。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2つほど質問をしたいと思います。

まず、1点目に、地区組織と防災部会、さらに各役員について。

近年、少子高齢、人口減少の中、地区役員はいまだ何ら見直しもなく古いままです。役場関係では、地区長、生活改善委員、交通災害共済連絡員、保健衛生連絡員、松本広域森林組合総代、社会福祉協議会支部長、水田農業推進専門委員、安協理事、安協班長、公民館関係、保健指導員等あり、農協関係でも、種々役員があります。

地区によっては、人材が少なく何度もこれらの役員をやっている、高齢になってもという声を聞きます。役員をやりたくないために地区に入らない人もいると聞いています。また、離婚話になったり朝日村から出て行って家を建てるなど、役員のなり手がいないのが現状です。

過去に自主防災組織の住民の所属地区の問題ということで答弁があったと記憶しており、議事録を見ましたら次の答弁がありました。

総務課長の答弁。

当村の自主防災組織につきましては、地区と地区防災部会が重複する重複型と呼ばれる体制となっております、これにつきましては、組織づくりが容易なこと、それと村民にとりましては地区と自主防災組織が同じため長が1人で仕組みがわかりやすい反面、地区から離

れた場所に転居された方につきましては、災害時に地区防災会の活動と一緒にできないという短所がございます。災害時には、安否確認、また救出など近隣の助け合い、いわゆる共助という重要なことを考えると、地区と地区防災会が別組織となる体制を検討していかなければならないと考えております。このことにつきましては、今後、各地区防災部会でご協議をいただき、ご意見をいただく中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。また、地区未加入者につきましては、災害時の対応も考えまして、まずは近隣の地区へ加入していただくよう村のほうで推進してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。これ、平成29年9月定例会。

そこで、お聞きします。

まず、1つ目、村の種々の役員で見直しのできる役割はないか。統廃合の検討。

2番目、29年の答弁は前向きで評価できると思うが、防災部会との協議進行状況は。また、地区未加入者の近隣地区への加入推進状況は。

3番目、難しい問題ではあるが、地区統合、合併等、近々に推進する最終時期と思うが、村としてどうお考えか。

以上、3点につきましてお聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員の村の役員で見直しのできる役員はないかとのご質問でございます。

村の役員につきましては、10年ほど前も、役員の数が多いという村民の皆さんからのご意見をいただきまして見直しが行われてきております。現在、村の役員は、地区長、保健補導員、赤十字協賛委員の3つでございまして、地区長が生活改善委員、それと保健衛生連絡員を兼ね、赤十字協賛委員が日赤奉仕団を兼ねることとしております。このほか、交通安全協会、公民館で選出していただく役員につきましては、交通安全協会の班長、公民館の体育部がございまして、農家の皆さんがおられる地区からは、水田農業推進専門委員を選出いただいております。

また、区全体から選出していただく役員に、交通安全協会の理事、それと分館長、分館主事、スポーツ推進委員、官報編集委員、村有林管理員などがございます。

このほか、高橋議員おっしゃられますように、農協、森林組合、また、土地改良区などの

団体の役員もございまして、世帯が少ない地区では負担が大きく、役員の問題で地区に加入しなかったり、また、地区を脱退したり、脱退者が増加して地区自体が存続できないといった話も寄せられておりまして、村としても懸念をしているところでございます。

現在、村の役員につきましても、生活改善委員や水田農業推進専門委員につきましても、毎年業務があるというものではございませんので、毎年選出いただかなくてもよいものもございまして。

役員統廃合、また、整理につきましても、改めて検討を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

これにつきましては、まずは地区の状況等を把握されている区長の皆さんと検討会議を設けさせていただき、ご意見をいただく中で、見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災部会との協議の進行状況はというご質問でございますけれども、防災部会の体制の検討につきましては、昨年4月の地区長会におきまして、地区防災部会長である地区長に各地区ごとに意見集約をしてほしいとの依頼を行っております。昨年10月末に取りまとめを行いましたけれども、回答いただきました15地区の意見では、地区と別の組織で地区防災会をつくるのではなく、現在と同じ、現状と同じ、地区と地区防災部会が重複する体制にしてほしいという意見が大部分を占めておりました。こうした意見の中には、地区と別の組織をつくると新たな役がふえ住民の負担がふえるということ、それと、地区と防災部会の役割分担が複雑になり混乱を招くなどの意見が非常に多く寄せられております。ここでも、地区の役員負担を減らしてほしいとする意向が読み取れる状況でございました。

近隣の市村でも重複型になっている市村が多く、地区未加入者や地区から離れた場所に転居した人は最寄りの避難所に避難し、安否確認はその避難所の代表者が行うこととしているようでございます。

当村におきましても、改めて重複型を基本として、地区未加入者、転居した方の避難と確認方法についてどのような方法がよいか、再度検討してまいりたいと考えております。

また、地区未加入者につきましては、現在209世帯ございますが、この加入の進捗につきましては、現在進んでいない状況でございます。今後どのような理由で地区に加入されないのか、アンケートなどにより状況調査を行ってみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、私のほうから、3番目の地区の統廃合、どのように村として考えるかというご質問ですけれども、地区の統合、合併についてですが、私は2つの現状があると理解しております。1つは、人口減少により常会組織が小さくなってきたということ。それと、2つ目には、行事に参加するのが嫌だ、また、役員になるのが嫌だという、そういった拒否をされる方が常会から抜けてきたと、そして、そういう人がふえてきたということが、私は今考えられるんじゃないかと思っております。

村といたしましては、そういったことで統合だとか合併ということに対して、こうしなさい、ああしなさいという指示は今のところそういった権限は今ないというふうに私は理解しております。あくまでも地域自治の基本である区、その総意で決めていくことがまずは必要だと思っております。各常会ごと長年培ってきた文化等々ありますので、非常にその辺は難しいかと思っておりますけれども、まずは区の総意でまず問題視をして決めていくということで、区長またはその常会のほうで基本的な方向が決まれば、それに合わせた形で村もいろんな対応をとっていくということになるかと思っております。

具体的には、今現在そのような事例が進んでおります。常会ごと、常会長ごと個別に案件の話し合いをしまして、ただその結果が今どういうふうになるか、まだ私は報告、または情報を得ていませんが、具体的にそのようなことが進んでいるということも事実でありますので、今後、村としてはその辺をよく注意しながら、気にかけて見守っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 村の種々の役員ですけれども、早急にということですが、来年の1月ぐらいには何とかめどはできないのでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） 検討会議につきましては、先ほども申し上げさせて

いただきましたとおり、ちょっとまずは区長さんのご意見を伺いながら、またちょっと検討させていただきたいというふうに考えております。その後、必要があれば各地区の意見も聞いていかなければいけないということがございますので、ちょっと1月までにできるかということは不明でございますけれども、なるべく早く取り組んで、よりよい方向にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はございますか。

○2番（高橋良二君） ないです。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 2問目、朝日村消防団について。

今、消防団員のなり手不足が問題となっています。村民として非常に危惧するところです。消防団の活動は、消火だけではありません。消防団は消防本部や消防署同様、消防組織法に基づきそれぞれの市町村に設置される消防機関、地域における消防防災のリーダーとして、平常時、非常時問わず、その地域に密着し住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っています。

また、近年は女性の消防団の参加も増加しており、朝日村でも1人の女性団員が誕生しました。喜ばしいことです。特にひとり暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。

そこで、団員に入らない理由は幾つかあると聞いていますが、1つは、毎年行われるポンプ操法大会の練習、参加が負担になっており、機械班には入りたくないという団員が多いと聞きます。何か対策は考えられないでしょうか。

2、また、大会後、中央公民館で行われる結果報告ですが、結果報告会だけで後の祝賀会は、疲れてもいるし、やらなくてもよいとも聞いています。祝賀会に使う費用を団員に祝儀などの名目で渡したらどうでしょうか。

3、団員手当等、待遇改善も検討すべきと考えていますが、当局のご意見をお聞きします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員の朝日村消防団についてのご質

間でございますけれども、近年、消防団の団員数の減少や高齢化が進み、地域における消防団員の確保は全国的な課題となっております。減少の要因には、消防団活動への理解が図れない、仕事の勤務体系の多様化で仕事との両立が図れないといった要因がございます。

当村におきましても、朝日村消防団の条例定数は170名となっておりますけれども、現在の団員は、30名の機能別団員を加えて163名の状況でございます。村としましても消防団員確保のため、ポスター、チラシ、ビデオを作成しまして啓発に取り組んでまいりましたが、社会情勢の変化に伴い、各分団における団員の確保は厳しい状況でございます。

こうした中、消防団におきましては、副班長以上の消防団幹部によるオフサイトミーティングが開催され、団員確保のほか、現在の消防団を取り巻く状況や課題などについて話し合いが行われております。

このオフサイトミーティングで出された意見では、団員確保が難しい状況や総合訓練の開催時期の検討、本部班の再編、総合訓練におけるポンプ操法訓練の軽減、それと、参加行事の集約、車両の安全祈願祭の日程変更等についての課題が話し合われております。

その後、小林団長のもと消防団としましては、団員の待遇改善を図るため、総合訓練においては、これまで全分団がポンプ操法を行ってございましたが、原則、大会への当番分団のみとして、当番分団以外の分団につきましてはポンプ操法の練習を軽減しております。

また、大会出場当番分団の負担の軽減を図るため、練習補助員をほかの分団から動員すること、また、参加行事をできるだけまとめて出動日数を削減するなどの現在対応を始めてきておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ポンプ操法大会の祝賀会についてでございますけれども、ポンプ操法・ラッパ吹奏大会の出場につきましては、当番分団となった分団、それとラッパ班は通常の消防団活動のほかに、長い期間、日夜、大会出場のための訓練を行い操作技術を磨いております。行政としましては、こうしたご労苦に感謝と敬意を表し、大会終了後に報告会とあわせて祝賀会を開催してございまして、近隣の村でも同様に開催されているとお聞きしております。

やらなくてもよいという話は初めてお聞きをいたしましたので、今後、消防団の意見をお聞きしまして判断してまいりたいと考えております。

なお、祝賀会費用を団員に渡したらということでございますが、村では大会出場分団につきましては、大会出場交付金としまして、ポンプ操法の大会出場分団につきましては43万2,000円、また、ラッパの大会の出場ラッパ班につきましては28万8,000円を大会出場交付金として交付しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

続きまして、消防団員の待遇改善についてでございます。村としましても、消防団員が活動しやすい環境づくり、体制整備を行うため、これまでも消防資機材の更新、また、活動服、防寒着、安全靴などの装備の充実、また、退職金の村費上乘せなどの取り組みを行ってきているところでございます。昨年度は、ゴーグルと切創手袋、本年度も夏用の活動服を整備する計画でおります。

また、団員手当、分団運営交付金、退職金などの団員手当等の待遇改善につきましては、現在、近隣市村の状況を勘案する中で、来年度、改定する方向で検討を進めておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔2番 高橋良二君登壇〕

○2番（高橋良二君） 村長も新しくなり、平成から令和に元号も変わった年です。朝日村に住んでよかったと思える改革の推進を願って、私の質問は以上で終わります。

○議長（塩原智恵美君） 高橋良二議員の一般質問は終わりました。

◇ 清 沢 正 毅 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、3番、清沢正毅議員。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 3番、清沢正毅でございます。

私は、2問の質問をさせていただきます。

初めに、第1問でございます。指定管理対象観光施設の利用状況及び今後の利用促進施策についてでございます。

村民の多くの方から、村の観光施設の中で現在指定管理に委託している施設の利用状況を知りたいとの声を伺います。特に、近年、村として大きな投資金額をかけて構築した平成26年から稼働の10棟のコテージ、そして、ことし6月15日にオープンしたゲストハウスの状況に、皆さん大変興味を示しております。

そこで、4問について質問をさせていただきます。

過去、議員には利用状況をご報告いただきましたが、改めて興味を示されている村民の皆さんも現在一般質問をお聞きになっていらっしゃると思いますので、キャンプ場、コテージ、スキー場、ゲストハウスに絞って、26年から平成30年の5年間の利用状況についてお伺いをいたします。

2つ目、対象の観光施設は指定管理者に経営を任せていることは承知をしております。村としても毎年、各施設に投資した費用の償還に一般会計から高額な繰り入れをしております。スキー場はあと3年で償還が済むようですが、その後も1億5,000万ぐらいの設備投資も必要になりそうですし、観光施設管理運営費も毎年1,000万ほど費やしております。また、ゲストハウス設置には、およそ5,000万の費用がかかりました。これだけの費用をかけているわけですから、先ほどの利用実績が果たして村の費用対効果として十分なものなのかについて行政としてどう評価されているのかをお伺いをいたします。

3番目、指定管理者と交わしている協定書には、毎月、業務報告書を提出させることになっておりますが、なぜ提出がされていないのか。また、スキー場に関しては、協定に基づく年度事業報告書が平成26年のみで、ほかの年は見当たらないが、なぜなのか。

4番目、村としても、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の中にも交流人口をふやすといった重要項目を掲げております。交流人口をふやすことによって、訪れた方が村にお金を落とすことによっていただくとともに朝日村のアピールにも役立ち、しいては村への移住促進にもつながるなど村の経済効果にも大きくかかわってまいります。そのためにも、毎年、村としての観光施設経営計画を立てていく必要があると私は考えておりますが、私の知る限りでは、そのようなものがうかがえません。協定書に基づき、毎年、年度末に指定管理者から事業報告を受けておりますが、その結果を分析して、村として翌年の施設経営方針を定め、指定管理者と十分な協議をしているのかどうか、お伺いをいたします。ただ単に報告書を受け取っているだけではないのか、その辺もお伺いをさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、清沢議員のご質問の指定管理対象観光施設の利用状況等についてお答えをさせていただきます。

初めに、現在、指定管理制度の導入による観光施設6施設については、野俣林間キャンプ場、緑の体験館コテージ、緑のコロシアム、あさひプライムスキー場の4施設を檜山スノーテック株式会社、もくもく体験館をフロンティア朝日生きがいの会、ゲストハウスかぜのわをTONARIに指定管理として指定し、管理を行ってきております。

議員ご質問の平成26年から5年間のそれぞれの利用状況についてでございますが、野俣林間キャンプ場につきましては、平成26年度から2,604人、4,000人、3,035人、2,684人、4,949人となっており、宿泊者と日帰りの状況を見ると、平成29年度までは6対4の比率でございましたが、昨年度は約9対1程度の比率となっており、宿泊者が増加している傾向にあります。

続いて、コテージです。平成26年度から278人、1,038人、1,216人、1,282人、1,240人となっており、コテージは平成26年12月から営業を行っているところでございます。

緑のコロシアムです。平成26年度から5,962人、3,703人、5,091人、4,819人、4,879人となっており、冬季間をキッズパークとして活用したことにより、年間の利用者は5,000人程度に増加しております。

続いて、プライムスキー場です。平成26年から2万5,545人、2万953人、2万3,079人、2万1,249人、1万9,650人で、全体的には減少傾向にあり、スキー人口の減少の影響も考えられますが、各シーズンの年末年始等の休暇の状況と積雪状況により、年により増減が見られております。

次に、もくもく体験館です。平成26年8月から指定管理者を指定しており、平成26年度から8人、106人、28年度から団体数の報告となっておりますが、9団体、18団体、37団体となっております。

次に、本年6月15日にオープンいたしましたゲストハウスかぜのわです。6月は5人、7月47人、8月102人となっており、海外からも宿泊がございまして、中国を初め5カ国から16名の宿泊がございました。延べ宿泊数では、170人となっております。

利用状況については、以上です。

次に、ご質問いただきました3番から私のほうでお答えさせていただきますが、毎年の業務報告の提出についてでございます。

協定による毎月の業務報告を求めているものは、観光レクリエーション施設4施設、もくもく体験館の協定でございます。過去の状況でもそれぞれ提出がされておらず、協定に基づくものではございませんでした。大変申しわけございませんでした。

今後は協定に基づいた業務に努めるとともに、協定内の項目の必要性についても再度検討を行いたいと考えております。

スキー場の年度事業報告につきましては、平成26年度は観光レクリエーション4施設と一括した報告となっておりますが、他の年度につきましては、スキー場単独での毎年度事業報告が提出されております。

次に、毎月の事業報告を受けての結果の分析と、施設経営方針を定め指定管理の十分な協議を行っているかの質問についてでございます。

当村の観光施設につきましては、利用状況を申し上げた6施設のほか、朝日村観光レクリエーション施設設置条例等で定めております施設があり、議員ご発言のとおり、各施設管理を行う上で施設の経営計画を立て、運営が行われることが必要と考えております。しかしながら、これまで、各施設の指定管理者とは必要に応じた協議は行ってまいりましたが、それを反映した経営運営方針は定めていないのが現状でございます。

今後、各施設の目的を發揮させ有効に活用することが当村の観光事業による地域振興につながるものと捉えておりますので、また、老朽化による投資を伴う施設もあることから、早急に管理計画、経営戦略等を策定するとともに指定管理者と十分な協議を行い、それを反映した各年度の経営方針を定め、運営ができるよう改善を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條産業振興課長、ちょっとそのままお願いします。

清沢議員の質問の中に、そういった現実について、なぜそういうことになっているかという、そのなぜのお答えがございませんので、答弁をお願いします。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 3番、業務報告がなぜ提出されなかったかということですね。

お互いの指定管理者とお互いの協議含めて確認が十分にされていない中で、指定管理者からも出てこない、出てこないものを村のほうからも請求をしなかったことが、まずは原因かと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 私のほうからは、各施設の利用者数に対して費用対効果として行政として十分かということで、行政としてどのように評価をしているかという問いに対してお答

えをいたします。

繰り返しますけれども、観光施設管理運営費約1,095万円、それとスキー場の償還、毎年2,600万円、スキー場の土地借上料300万円、トータル約4,000万円の費用、それと効果を比べるということになります。

観光資源の乏しい朝日村では、スキー場とキャンプ場、コテージとゲストハウスは、必要最低限の施設であると思っております。費用対効果でどうであるかとの質問には簡単には答えられませんが、今後も朝日村の農業、観光、商業、工業、それらの核となる施設として重要であると認識しております。そもそも国から融資を受けた宿泊施設は、村外の人を呼び込み、村民と交流を深め、村を活性化させるというための施設でもありますので、それら各施設を通して多くの人に村を訪れていただくことが必要というふうに捉えておりますので、引き続き大事な施設であるというふうに思っております。

それと、先ほどの指定管理の件ですけれども、一言で言うと今まで村の管理ができていなかったということで、これはもうおわびをするしかないということでございます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はありますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） 数字につきましては理解を、多分聞いていただいている村民の皆さんもご理解いただいたと思います。ただ、私の把握している数字と若干違うところがあるものですから教えてもらいたいんですが、コテージの平成30年度1,240人と先ほどお話をいただきましたが、ここに指定管理者からの報告書がありまして、こちらのほうでは1,487名、コテージの利用者が30年度、そうなっておりますので、どちらが正しいのか、まず、この件について回答をお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） コテージの30年度の人数についてでございますが、先日私のほうでお示しをさせていただいた過去5年間の人数の中での数字できょう報告をさせていただいておりますので、議員ご確認いただいている数字については、改めてまた確認をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） その件については、ちょっと確認をして、また教えていただければいいと思います。

先ほどお話をいただきました費用対効果、村長のほうからお話しいただいています。これについては、必要性というか重要性は十分考えているということで、ただ具体的にまだどうだということまでは至ってないということですが、やっぱりこれだけの費用を投資しているということもありますので、ぜひこれからもその検討については対応していただければありがたいなというふうに思います。

それから、先ほどの3番目の業務報告書、それが提出されていない背景ということですが、これは単純に多分業者と村とのコミュニケーション不足ということもありますが、聞く限りの中では村からの要求もなかったということもあります。

したがって、必要性があるのかどうか、そこをもう一度再吟味して、協定書を変更していく必要があるだろうと。必要ないものを協定書に載せたまま、お互いに何もしてないということであれば、当然協定書を変えるべきだということになると思いますので。最初の指定管理を受けるときから、どうもそういう口頭での話になっていたということもあるようですから、ずっと協定書が改正されていないというのが、都度協定書をつくって交わしていますから、確実にその内容を都度見て、必要性のない文言、条項、これは改定していくのが本来であるというふうに思いますので、その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。

それから、指定管理者との十分な協議をしているかという部分では、必要性は考えているんですけども、まだまだきちっとできてない。それから、それによつての経営方針をきちっと定めてないということですので、これについては、いずれにしましても今後きちっとやっぱり方針を定めて、村のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げていますので、交流人口の増大を考えてもらう。それから、新しくできました松本大学とのコラボも、これ取り組んだようです。と同時に、発足した観光協会と連携を密にして、新しい発想を効果的に活用して、交流人口の拡大、費用対効果の向上、それから村の経済発展に少しでも貢献していただくよう、観光施設運営計画に確実に反映をさせて、観光施設の利用促進に取り組んでいただくということを私のほうからお願いをさせていただいて、1問目の質問は終了したいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） それでは、2問目の質問についてお願いをいたします。

2問目は、防災訓練の課題ということでございます。

9月1日の防災訓練に参加をして感じたことでございます。

訓練内容が、地震発生に伴う避難、誘導、安否確認、情報収集、伝達、炊き出し、防災会ごとの個別訓練でありました。防災会ごとの個別訓練内容はとても参考になることが多かったのですが、本部との連携による情報収集、伝達訓練まで及び炊き出し訓練の中で参加者からいただいた意見と私が幾つか気がついたことがありますので、質問をさせていただきます。

1番目ですが、先ほどの高橋議員の質問事項にも関連します。安否確認で、地区においては居住地が全くばらばらであり、鎖川右岸にあたり鎖川左岸に住居があるため、明確に安否確認がつかめない。地区長自身が災害時には避難所に駆けつけられないといった悩みが、訓練の反省事項で挙げられました。安否確認訓練なのに実を伴った対応ができない、こうした実情を把握して、行政としては安否確認方法として何か代替案は検討されているのか。例えば、防災無線の有効活用、または災害伝言ダイヤル活用など、また、村外の事例では、避難完了に玄関に黄色い布を取りつけるようにして避難完了確認をしている事例もあります。

2つ目、炊き出し訓練で非常食用としてビニール袋に無洗米と具材を入れて炊くわけですが、小さな袋にわざわざ米と具材を入れるより、大きな釜で米を炊いてむすびにしたほうがよっぽど効率的である、対応しやすいという言葉もありました。これも、実際の対応を考えればもっともな考えであります。なぜ小さなビニール袋にわざわざ入れて対応しなければならないのか、お伺いをします。マニュアルどおりではなく、実際に想定した形で訓練をしてはどうか。

3つ目、訓練のシナリオですが、情報伝達訓練において、避難者が避難所に一時避難した後、訓練状況が全く知らされずに、ただ立って待っているだけの無駄な時間が多かったように思います。もっと効果的な訓練として、避難者にも現在本部と地区防災会との連携で、どこでどのような訓練をしているのか理解できる訓練シナリオにしたらどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。例えば、訓練時に行政担当者が訓練状況把握のために各避難所に詰めておりますが、行政担当者からタイムリーな訓練状況報告をさせたらどうか。

以上、3点、お伺いをいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、清沢議員の防災訓練の課題のご質問でございます。

最初に、安否確認の方法等のご質問でございますけれども、区の防災会の地震総合防災訓練につきましては、以前は村が主体となりまして村内の1つの区を対象に実施しておりましたけれども、大規模な災害時は行政機関から救援、救助には時間がかかるため、行政の公助に頼らない、自分の身は自分で守る自助、地域住民の助け合い共助により地域防災力の強化を図ること、また、訓練を通じて住民一人一人が平常時及び災害発生時においてみずから何をすべきかを考えていただき、今後の行動に生かしてもらうことを目的としまして、平成25年度からは行政がかかわらない形で各防災会において自主的な訓練に取り組んでいただいております。

村では6月の下旬に、各防災会長、消防団、広域消防局と打ち合わせを行い、各防災会におきましては防災部会長、日赤奉仕団、消防の分団の皆さんと打ち合わせ、計画を立てていただき、訓練を自主的に実施していただいております。

また、訓練終了後には、それぞれ反省会を行い、村でも地震総合防災訓練終了後に打ち合わせ会議と同様、関係の皆さんに集まっていただき、反省、改善点を集約し、翌年度の地震総合防災訓練に反映することとしております。

地区防災会の訓練におきましては、訓練の前半は、共通訓練として避難、誘導訓練、情報収集伝達訓練を行っておりまして、この避難、誘導訓練、安否確認につきましても、各防災会、各防災部会で自主的に行っていただいております。しかしながら、避難誘導訓練につきましては、地区によっては避難のみを行っている地区、それと安否確認まで行っている地区がございます。

ことしの事前の打ち合わせ会議では、訓練の中で安否確認が必要であるということが確認されまして、避難と安否確認の基本的なマニュアルを作成したらどうかという意見がございました。ことしの地震防災訓練には間に合いませんでしたが、今後、各防災会の避難訓練の参考となる標準的な避難、安否確認マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

議員がおっしゃられました、避難が完了した世帯はドアノブにタオルを巻く方法なども、

効率的に避難世帯の確認が行えるものと思います。また、ことしの防災訓練で実際に行った地区もございます。そういった方法、また、議員おっしゃられます防災無線の活用、また災害伝言ダイヤルの活用、こういったもの、どうした方法がよいか検討させていただいて、そのマニュアル化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、災害時に的確かつ迅速な安否確認、避難誘導を行うためには、平常時からの情報把握が必要不可欠と言われておりまして、災害時に役立つよう、要配慮者の所在と状況把握を行うことが必要とされております。このため、今後、各地区の要配慮者につきまして、本人のプライバシーに配慮しつつ、村が名簿を作成することになっている避難行動支援者で本人の同意を得られた方、また、要配慮者で災害時に支援を希望される方につきましては、地域防災会に名簿を渡しまして、あわせてそれらの皆さんがいる世帯を地図に落とした災害時住民支え合いマップの作成を進めてまいりたいと考えております。これによりまして、防災訓練の安否確認訓練の際に要配慮者の世帯を把握し、有事の際は迅速に安否確認ができるよう、ふだんから地区内でそういった情報共有を図っていただいて、できれば伍長単位で隣近所の世帯を把握したり、要配慮者の救助計画を作成していただくなど、常日ごろから避難、安否確認、救助活動ができる体制づくりを図っていただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2番目の質問につきましては、住民福祉課長のほうからお答えをさせていただきますので、3番目の訓練のシナリオについてでございます。

先ほども申し上げました、各防災部会の訓練につきましては、各防災会が独自に訓練を行う自主訓練としておりまして、各区の防災会の状況がどのようなであったか、ちょっと状況を把握しておりませんが、これにつきましては、9月の下旬に関係者の反省会を行う予定でございますので、その中で状況を確認させていただき、今後の課題として検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、私のほうから清沢議員ご質問の2つ目のご質問、炊き出し訓練の訓練内容についてお答えをさせていただきます。

まず、今回の訓練内容でございますが、各防災会の日赤奉仕団員さんを中心としまして、日本赤十字社の炊き出し訓練マニュアルに沿いまして訓練を行ってまいりました。

なお、この訓練につきましては、7月に委員の皆さんがお集まりをいただきまして、事前講習を行っております。

今回の訓練では、日赤で指定をされております、熱を加えても安心して使用ができるポリエチレン製の袋を用いて実施をしております。特徴といたしましては、あらかじめお米と水の分量が計量カップ等がなくても計量ができるよう、袋には計量目盛りが印刷されております。でき上がったご飯は、そのまま袋のまま持ち運ぶこともでき、袋の上部をはさみで切って押し出したり半分に切り分けたりと、食器や箸を使わずにそのまま御飯が食べられるようになっております。この袋につきましては、各区の防災倉庫に必要数を備蓄いただいております。

また、災害時に大きな影響を受ける可能性がある施設としまして水道施設がございます。食事の提供には飲料水の確保が必須でございます。今回の方法ですと、お米は真空パックに近い状況で調理ができるため、ゆでるお湯は繰り返し使用ができ、水が貴重な災害時には節約にもなります。また、濁った水でもゆでることが可能です。

今回の訓練は、日赤の炊き出し訓練マニュアルに沿いまして行っておりますけれども、訓練の前に皆さんにその旨ご周知をして訓練を行わなければというふうに思っております。

また、今回の訓練に当たりまして7月の事前講習では、AEDを使った救急法の講習もあわせて行っております。できるだけ多くの方に経験をいただき、災害時、非常時の備えにと、皆さん大変熱心に受講いただきました。

また、ある防災会では、日赤の役員さんが1年で交代されてしまうことから、次年度の役員の方にも参加のお声がけをいただき、次へとつながる訓練もしていただいております。防災会の皆様の熱意を感じるとともに、心強く感じたところでございます。

災害時の防災意識の向上は、命を守る基本であり最重要課題です。議員の皆様にもご意見をいただきながら、よりよい訓練となりますよう、実施をしてみたいと存じますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 清沢議員、再質問はありますか。

清沢議員。

〔3番 清沢正毅君登壇〕

○3番（清沢正毅君） ありがとうございます。

最初の安否確認等々の内容ですが、高橋議員のご質問の中にもいろいろありました。地区

が離れていてなかなか難しいというところでも説明いただきましたので、大体今の状況は理解はできますが、やっぱりこれから地区自主防災会の対応ということがメインの今訓練になってきているということでありますけれども、やっぱりその地区が分散しちゃっていて、なかなか対応がしづらいというのは、地区長からも出てきている意見です。

先ほど総務課長からは、それぞれの区長、地区長の皆さんといろいろ話し合っただけで、当時、自主防災会の訓練に切りかわってきたということですが、確かに全ての地区長さん、区長さんがそれを納得しているわけではありませんけれども、そういう意見も出ているというのと、地区の特殊性で比較的鎖川右岸の地域、それも特に入二、針尾地区、これがほとんど分散した住居になっているということでもありますので、その地区長さんたちからは、もうしみじみと訴えがあるというところがありますから。特に一番は、安否確認をどう本当にきちっと確認できればいいか、自分の責任をどう果たしていきたいかというのが地区長さんの一番のところですから、そういう気持ちも理解しながら、じゃ、どういうふうに把握していくのが一番ベターか、何かほかに代替案があったり、いろいろすればありがたいなということで、村のご指導をいただきたい、こういうことでございます。

先ほど総務課長からは、パンフレット等もつくって検討していくということのようですので、それに期待をしたいというふうに思います。

それから、2番目の内容については、現場で炊き出しをしたメンバーの複数の意見だったというところがあって、やっぱり今課長から説明があったように、袋のままいろいろ持ち運びできるだとか、濁った水ということに対しては、余り皆さんも考えてなかったようで、幾らでも朝日村はきれいな水があるというようなことも考えているようですから、そんなことも含めて皆さんに周知してやっていただきたいな、わかるような訓練にしていきたいというふうに思います。

それから、訓練状況の内容についてのものについては、ぜひまた避難者自体が空白の時間がもったいない、こういう意見があるものですから、自主防災会の会長にもそういう話をしてもらったりして、参加者みんなが、今どういう訓練、どうしているかということをよく理解できるような、そんな動きのシナリオをしてもらえればありがたいなと、そんなふうに思います。

災害対策には幾つか、まだまだいろいろ課題がありますが、例えば土石流災害、これのときは避難所が使えない場所があります。そういったときには、どこへ避難すべきだとか、そういうこともちょっと明確に伝えられるような、そういう一つ一ついろんな課題が反省会で

出てくると思いますから、それをクリアして、その事例に即した訓練内容を今後取り組んでいってもらうということを期待させていただきまして、2つ目の質問については終了させていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、清沢正毅議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、5番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 5番、高橋廣美です。

私は、2問質問をさせていただきます。

まず、1問目でございます。国・県の環境問題への取り組みに対する当村の対応についてということをお願いいたします。

6月に軽井沢町においてG20のエネルギー環境関係閣僚会合が開催されました。開催県、長野県は、環境課題への協働を国内外の自治体に呼びかける長野宣言を発表しました。

また、先ごろ、県会の環境政策推進議連の調査会において、これは仮称ではありますが、県環境政策推進条例の制定を目指す動きもあります。

このような内外の動きの中で、当村はこの環境問題にどのようなビジョンを持って取り組んでいく所存であるか、お聞きをしたいと思います。

既に当村は、小学生の環境を考える取り組み、鎖川愛護会の活動等、各団体の活躍は周知のとおりであります。資源ごみ減量に寄与するであろう、ウッドチップの導入の効果と今後の取り組み、それと、可燃ごみの減量に役立つコンポストの現状、この2点も含めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 高橋廣美議員ご質問の国・県の環境問題への取り組みに対する当村の対応についてお答えいたします。

議員のご質問の中で説明された長野宣言の中には、目的達成の鍵として再生可能な資源とエネルギーに恵まれた農村地域と、人的、経済資源にあふれた都市地域との協力が期待されるとあります。村が今年度取り組み中の第3次朝日村環境基本計画策定では、計画のもととなる前計画の第2次朝日村環境基本計画のビジョンに、長野宣言の期待される恵まれた農村の地域の取り組みとして、自然環境を守り、循環型社会を推進するとしております。現在村では、前計画に沿った取り組みとして、ウッドチップー貸し出し、コンポスト購入補助を実施しております。

ウッドチップー貸し出しは、今年度の長野県元気づくり支援金の助成により、有機資源の地域循環形成事業として取り組んでいます。目的は、家庭から排出される剪定木を資源化し、さらにウッドチップの活用を支援し、排出量の削減であります。ウッドチップー貸し出し時に開催する講習会は、今年度3回開催を予定しておりますが、既に開催された2回の講習会では、54名の方が受講されております。

取り組みの2つ目が、コンポスト購入補助であります。コンポストは、家庭から排出される生ごみを堆肥化する装置であります。朝日村地域環境整備補助金の中の家庭生ごみ堆肥化処理容器購入設置事業といたしまして、3,000円以上の購入費の2分の1を補助するものとなっております。この事業は、平成12年度から始まった制度でありまして、近年の利用では、年間3件から4件の補助実績となっております。

議員ご指摘のとおり、ウッドチップーは資源ごみ減量に寄与し、コンポストは可燃ごみの減量に役立つものとなっております。朝日村の昨年度の決算の状況では、村の1人1日当たりごみ排出量が603グラム、ここ数年、中信地区市町村の中で最も少ない状況となっております。これは、長年の朝日村地域環境整備補助金等の取り組みの結果と思われまます。

また、平成14年度から収集が開始された剪定木は、平成29年度に剪定木の収集方法を周知徹底したところ、剪定木排出量が前年の30%増しとなりました。そこで、家庭の剪定木を有機資源にかえる取り組みを推進して、村からの排出量削減を目的としたウッドチップー貸し出しに組み込みました。この取り組みにより剪定木1トンが減量されることにより、1万2,500円のごみ処理費が削減されます。

今後の予定は、貸し出しの状況にもよりますが、機器の追加導入を検討してまいります。

このようなごみの削減の取り組みのビジョンとなるのが、昨年度から取り組んでいる第3次環境基本計画となります。現在、この環境基本計画は朝日村第6次総合計画と並行して策定されています。総合計画は言うまでもなく村の最上位計画であることから、適切に連動を

とりながら、第3次環境基本計画の策定作業を進めていきます。前計画の第2次基本計画の進捗評価、朝日村の現状把握の基礎調査、そして住民意見の把握の住民アンケートといった作業スケジュールで進めております。

具体的なビジョンは、今後どのような方向に目を向けていかなければならないか等につきまして環境審議会で検討中ではありますが、第2次環境基本計画のビジョンにある、自然環境の保全と循環型社会の推進を第3次環境基本計画の基本方針といたしまして、さらに実効性の高い計画にしていくこととしております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 資源ごみの減量と可燃ごみの減量に寄与する、このウッドチップパーとコンポスト、これもいま一度、この可燃ごみのほうは長年やっているの、ここでウッドチップパーの導入と同時といいますか、もう一度環境問題、ごみをゼロに近づける、このような啓蒙啓発活動をするべきではないかというふうに思います。

先ほど、環境問題の取り組みということでは、第2次から今度第3次にかけて環境基本計画があるということで、この中で非常に大きな自然環境保全というようなことで、それを考えると、さらに村民の意識を高めて少しずつ、この小さな村でもできる、こういったことから始めるべきだと、その一端といいますか、きっかけがこのウッドチップパーであるというふうに思います。

それから、どこまでできるかわかりませんが、細かいことを言えば、例の徳島県の上勝町という葉っぱビジネスで有名な町があるんですが、そこでは、日本で最初に焼却埋め立てごみをゼロにするという、いわゆるゼロ・ウェイストという問題に取り組んだと。この辺に対してどこまでできるかということなんですが、課長の判断をお聞かせをいただければというふうに思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 議員ご質問の上勝町の事例をご紹介いただいたところですが、朝日村のごみの収集処理につきましては、大きく2つに分かれております。資源物

回収につきましては、朝日村独自の事業として行っております。また、可燃ごみ及び資源ごみの一部につきましては、塩尻市に委託をいたしまして実施をしているところであります。

したがって、議員のご紹介いただきました上勝町の事例を参考にいたしまして実行を検討するとなりますと、朝日村のみならず、可燃ごみの収集等委託をしております塩尻市との協議も必要となります。広域施設組合の関係で塩尻市とも協議を重ねているところでありますので、今後の収集等の方法につきまして、また協議の中で検討をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問はありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

当村独自の目標を立てて、一つずつ実現していくことが大事だというふうに思います。

それから、小さなことから村民の意識、環境に対する意識を高める、先ほど申し上げたように啓蒙、啓発、この辺の周知を徹底して、今話題になっています、国際的にも問題になっているような、いわゆる脱プラスチックというような問題にも、その解決の糸口が見出せるんじゃないかというふうに思います。

そんなことで、小さなことから大きな環境問題ということで、今後村民に周知徹底するように、私どももそうですが、勉強しながら取り組みたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

1問目、これで終わりにさせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） 2問目の質問をお願いします。

県道新田松本バイパスの古見区間の早期実現と通学路の安全確保についてであります。

県道新田松本線は、山形村と朝日村を結ぶ地域間連絡道路であり、通学路になっている重要な生活道路です。朝日橋北交差点から現役場北交差点までの一部区間は開通しておりますが、その先の古見区間が未開通の状態です。地域住民の強い要望でもありますが、学童の登

下校の安全を考えると、早期実現は必定であります。

また、現在の通学路においても、下古見から上古見にかけ危険箇所が何カ所か散見されます。先ごろ教育委員会と安協の皆さんで通学路の点検が行われたとお聞きをいたします。その結果と、今後バイパスが開通して大型貨物等の通行も視野に入れた場合、現通学路の未整備場所を着手する必要があるが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 高橋廣美議員のご質問の県道新田松本バイパスの古見区間の早期実現と通学路の安全確保についてお答えいたします。

県道新田松本線は、正式名称が長野県道291号線新田松本線、小野沢を起点に松本市島立の国道158号線まで結ぶ一般県道であります。

この県道新田松本線のバイパス整備事業は、通勤通学路や地域生活道路として大きな役割を果たしている朝日橋から上古見の県道を、平成5年からバイパスルート整備事業としてスタートしております。平成10年に着工し、平成17年には計画の約半分、現在の役場まで県道バイパス道路が完成いたしました。

今年度に入り、地区の県道バイパス延長の要望を確認するため、6月11日、県道新田松本線バイパス古見側整備懇談会を開催し、地権者、耕作者、隣接者ほか計31名が出席のもと、県道新田松本線バイパス整備促進の全員の同意を得ることができました。

その後、村では7月24日、長野県建設部長へ、村長、村議会議長による、県道新田松本線バイパス古見側延長整備の要望活動を行い、事業促進を図ってまいりました。

今後、長野県では、10月から11月にかけて、県主催により地権者、隣接者、古見関係者の意向確認と説明会を開催する予定とされております。

しかし、県道バイパス整備は、車両、歩行者の安全性の向上が期待されると同時に、通過車両の集中に伴う交通量の増加が予想されます。県道バイパスにつながる上古見から横出ヶ崎の間の県道は全長2,700メートル、そのうち歩道の整備区間は700メートルとなっております。歩道未整備の中古見から横出ヶ崎区間は全長2,000メートル、幅員が4.5メートルから6メートルであり、現在片側に約2,000メートルの区間、歩行者安全帯であるグリーンベルトが設置されていますが、この箇所は登下校の生徒・児童や歩行者の安全確保のために歩道整備が急がれる状態であります。

また、8月20日に実施された朝日村通学路安全推進協議会によります通学路安全点検では、建設事務所、警察署、安協、小学校、小学校PTA、中学校、村、教育委員会により、交通事故のあった箇所、小・中学校のPTAが取りまとめている危険箇所などを合わせて10カ所の点検を実施いたしました。点検結果では、上古見から下古見の間の県道の通過車両の速度超過の危険性について指摘がされております。

今後、村といたしましては、毎年9月に実施されます県事業に関する市町村からの要望において、今まで継続的に要望しておりました県道新田松本線バイパスの早期整備に加えまして、今年度からの要望には、中古見、東京堂付近カーブの歩道整備、下古見から横出ヶ崎区間の歩道整備、これら2項目について新たに要望していく予定であります。

なお、通学路安全点検では、県道中組バイパス供用開始以降の下洗馬地区から本郷地区の県道も大型車両の交通量の増加による交通安全対策も指摘されております。

したがって、この9月の今回の要望では、下洗馬から本郷間の県道の安全対策もあわせて新たに要望する予定となっております。

村民の、安全・安心に暮らすために必要不可欠である道路整備については、今後も県との連携により促進してまいります。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 高橋議員、再質問ありますか。

高橋議員。

〔5番 高橋廣美君登壇〕

○5番（高橋廣美君） ありがとうございます。

中組バイパスが完成して、役場を中心として村の大動脈、半分ができました。これで古見区間ができることによって、村の均衡的などといいますか、そういった発展が図れるというふうに確信をいたしております。

安全対策という部分がおろそかになれば、道路が開通しただけでは、まさに何が目的であったかという反省につながるわけでありますので、その両面も含めて、今課長おっしゃられたとおり、県の要望も含めてしっかりお願いしたいというふうに思います。

以上で、私の質問、終わらせていただきます。

○議長（塩原智恵美君） これで、高橋廣美議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

開始時刻は10時35分とします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

○議長（塩原智恵美君） 一般質問を再開します。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（塩原智恵美君） 6番、林 邦宏議員。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 6番、林 邦宏です。

私は、1問について質問させていただきます。

熊の出没時の対応は。

御馬越地区の皆さんと議員との懇談会が8月31日に開催されました。地区の皆様から、さまざまなご意見とご要望をたくさんいただきました。具体的には9項目ほど挙げてありますが、どれも、たび重なる熊の出没は、生命、身体の安全確保に不安と緊張の日々でした。

2番目といたしまして、雄熊が捕獲、駆除されるまでは、極度の神経質になっていた。

3番目といたしまして、親子連れの出没情報が報じられ、まだ地区内に潜んでいるのでは、気がかりで心配です。

4番目としまして、屋外の物音でカーテンをあけて外を眺めると、ガラス窓越し、子熊との対面で目を合わせてしまった。

5番目としまして、鉢盛中学への通学路上にも出没情報があり、我が子の下校が夕刻に差しかかるので心配でたまらない。

6番目としまして、熊出沒目撃の情報は、どこに連絡すればよいのか。

7番目としまして、行政と猟友会との連携を密にしてほしい。

8番目としまして、鎖川の上針尾橋から上流は、河岸段丘崖沿いの森林帯や河畔林はニセアカシヤで生い茂り、熊が通っている。

9番目としまして、鎖川河床域の立木も、大雨時の倒伏で橋桁に引っかかったりダム化のおそれ、ニセアカシヤの伐採と河床の整備をする。

以上のように、例年より早い熊の出没に、御馬越地区の皆様は危機感をあらわにしており、迅速に対処できる仕組みづくりが必要と考えます。

そこで、質問いたします。

熊の出没時における危機管理マニュアルの構築。

鎖川上流、上針尾橋上流の河岸段丘崖沿い、河畔林、河床のニセアカシヤの伐採等の環境整備の早期実施。

よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、林議員ご質問の熊の出没時の対応についてでございます。

初めに、本年度の熊の出没とこれまでの対応状況でございます。

本年度は、4月下旬から熊の目撃情報があり、お盆過ぎまでの間に全村的に十数件の目撃情報がございました。7月中旬からは、針尾、入三地域を中心に増加し、7月15日には大石原集落内で目撃があり、猟友会朝日支部、塩尻警察署に依頼し、現地で熊追いと巡回を行うとともに告知放送による注意喚起を行っております。8月10日から12日にかけて、針尾区内、御馬越地区内で物置が物色される等の被害があり、8月13日付で県に鳥獣捕獲等許可申請を行い、捕獲おりの設置をしております。その後、おり等での捕獲が4頭あり、緊急捕殺等の対応となっております。

議員ご質問の熊の出没時における危機管理マニュアルについてでございます。当村では、ツキノワグマを含む鳥獣対策を実施するに当たり、平成28年度、鳥獣被害防止計画を定め取り組みを行っているところでございます。県では、平成29年3月に長野県第2種特定鳥獣管理計画、第4期ツキノワグマ捕獲管理が、計画的な捕獲管理によりツキノワグマと人との緊張感ある共存関係を再構築し、個体群の長期にわたる安定的維持、人身被害の回避、農林業被害の軽減を図ることを目的に策定されており、この中でツキノワグマ出没時の対応マニュアルが示されております。

熊の捕獲管理につきましては、県や警察等関係機関と連携が必要となることから、議員ご

質問の管理マニュアルにつきましては県のマニュアルで対応を行っており、当村単独でのマニュアルの構築は考えておりません。

次に、鎖川のニセアカシヤの伐採等の環境整備についてでございます。

上針尾橋下流では、鎖川河川愛護会による整備が行われており、ご案内のとおりでございます。上針尾橋上流につきましては、これまでも松本建設事務所により河川内のニセアカシヤの伐採が継続的に行われております。昨年は、森林づくり県民税活用事業で県単河畔林整備事業等が行われ、今後も整備がされる計画となっております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はありますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） まず、朝日村は、間もなく全村が山沿いに関しては防護柵が敷設されると。そうなりますと、どこからか出た熊というのが帰る場所、出てきたところから帰ればいいんでしょうけれども、そうはいかなくて、やはり山へ帰ろうとすれば、それなりに苦勞を伴うんじゃないかなと。そうすると、熊の本によると、やはり熊というのは非常に臆病であって、なおかつ神経質な動物のたぐいだと。特に子連れの熊に関しては、特に母親は母性本能もむき出しで、そして非常に神経質になって、それで抑制がきかなくなっていると。そういう環境において、やはり朝日村独自でそういう熊の遭遇もしくは発見時は、迅速な対応をしなくちゃいけないということがいろいろと叫ばれています。

今回、御馬越地区の皆さんから懇談会では、やはり迅速な行動が、やはり熊の駆除につながるんじゃないかなと。そういうことで、やはり連絡方法とか、そういうものがどこにすればいいのか、そういうようなことがはっきりしてないというようなことで、どうしても県の29年度につくられたマニュアルでなくて、やはり村独自の、やはり87%が山林に囲まれ、特に多分長野県下で約24キロ近くの防護柵を敷設してあるところは当村だけじゃないかなと思います。だから、そういうことで、出れば、今度帰るのが難しくなると、そういう動物を相手に村民の安心・安全をどうやって守っていくのか。その辺については、何もなくてよろしいのか。県のマニュアルがあるからそれでいいというのでは、ちょっと村民に対しては安心・安全確保ができないんじゃないかと。せめて、やはりそれ相当の皆さんが最小限度理解していなければいけない、そういうことをマニュアル化し、それで、なおかつ、それに対して連絡方法もスピーディーに対応し、なおかつ情報が的確に伝わり、そして対策委員の人た

ちがスピーディーな行動がとれるような行動をとるためには、やはりマニュアルが必要だと思えますけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の当村のマニュアルの必要性ということでございますが、まず、柵の設置につきましては平成21年から取り組んでおりまして、ご案内のとおり、95%以上設置がされてきておりまして、林議員おっしゃるとおり、柵がある関係で、出てきた熊は逆に帰りにくくなっているというのが現状かと思えます。ただ、柵を行ったことによりまして、特に熊やイノシシ、大型動物の被害は減っておりますので、柵がない市町村に比べれば、熊等の出没については防げているものと捉えております。

ただ、出てきた熊はどうするかという部分では、ことし出たものも、基本的には柵の隙間から出てきたか何かで住宅のほうへ出てきているということですので、出てきた熊の対応については、まず警察、猟友会、村も含めて、早い段階で確認をして対応していくということを行っております。

マニュアル的なものですが、近隣市村に確認したところ、マニュアルはあるものの、内容的には緊急連絡網的なものが多いということです。当村はどうかと申しますと、緊急連絡網については防災部分でも各課等の連絡網がございますので、その中で担当に連絡が行けば、私から村長にも行きますし、私に来れば担当、また村長にも行くというような体制をとっております。また、必要に応じて関係機関に連絡をとる体制をとっておりますので、改めでのマニュアルづくりはしなくても現状の中で対応できるものと考えておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） 御馬越ですね、その懇談会の中で出席された方から、出没の情報をどこへ伝えればいいのかとっさに浮かんでこないということで、それを警察にするのか、村にするのかというようなことで、やはり実際一歩間違えれば場合によっては人災にもなるような、そういう危機感を伴ったところになった場合、やはりその辺の方がやはり日ごろのこう

いう物事の対応の中では、やはりしっかりとした連絡網なり、そういうのが充実されていて本当にすぐ連絡できると、そういうレベルでないと、私はやはり御馬越の人たちの気持ちを思ったとき、やはりそれが実際そういう窓ガラス越しに熊を見たとか、そういうような状態のときに、非常に緊張感と緊迫感が走ると。そういうことで、やはりそのことに関しては、やはり絶対何らかの方法で、せめて熊出没目撃情報はこことここに下さいよとか、それをしっかりと村民に周知徹底できるような体制は必要だと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の連絡先、住民からの連絡先についてでございますが、まず、どこに出てきたかにもよるわけですが、先ほどのお話のように御馬越地区でも住宅の窓の外に出てくるような状況が見えたというお話もありましたし、その件については村のほうでも把握をしているところでございますが、まず、住宅地内に出てきたものについては、非常に人身的な危険がございますので、警察のほうにまず通報していただく中で、村のほうにも連絡いただきたいと考えております。そのほか、農作物の被害、畑等に出てきた場合については、まずは、えさを目当てに来ているものも多いということもあったり、人的な被害というのはどの程度、その場にいる人の数にもよるかもしれませんが、そういう場合には、まず村のほうに連絡いただく中で、村のほうで、まだ状況に応じ警察等にも連絡をしていきたいということで考えています。

ただ、その辺の連絡をどこにしているかどうかというところを住民の皆さんがなかなか把握していないという部分については、今後住民の皆さんにわかりやすい周知の仕方を考えていきながら、状況によってどこへ連絡すればいいかというようなお知らせはしていきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問ございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） いずれにしましても、相手は熊であって、そして、その状況に応じてどうなるかわからないというようなことで、やはりしっかりとした、警察にするのか、行政

にするのか、その辺はやはりどういう方法が妥当なのか、その辺をしっかりとやはり方向づけていただきたいなど。

それと、もう一つ、やはり熊の生態とか熊の性質もろもろについて、やはり特に山沿いの方、もしくはそういう知識を深めるという意味でも、啓発の教育等何かを鳥獣対策の専門員に講師になっていただいて実施するというようなことに関してはいかがなものか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の地域の皆さんへの啓発を含めた教育ですね。

その部分については、林議員おっしゃるとおり、住民の皆さんが鳥獣についてご理解いただく中でどう対応していくかということは非常に大切なことだと考えますので、県機関等でもそういう担当の部署もごございますので、連絡をとって、機会を見ながら地域の皆さんにそのような啓発活動の教育等の場を設けていければと考えております。

また、鳥獣対策協議会がございますので、その事業計画の中でもそのような内容のことを検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔6番 林 邦宏君登壇〕

○6番（林 邦宏君） ぜひ、その関係、もしくはそういう危機感のある地区に関しては、啓発を深める意味でもしっかりとそういう教育なり情報伝達をしていただいて対応し、少なくとも朝日村からは熊による人災は発生させないような、そういう対応をぜひとっていただきたいと思います。

これをもちまして、質問を終了いたします。

○議長（塩原智恵美君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 中 村 文 映 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、7番、中村文映議員。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 7番、中村文映です。

私は、3問について質問させていただきます。

さて、小林村長が就任されて5カ月を迎えておりますが、小林村長の選挙公約にも関連した案件についてどのように進めていられるかをお尋ねしたいと思います。

1つ目の質問ですが、旧おひさま保育園の利活用について伺います。

平成29年度改定の朝日村公共施設等総合管理計画では、地区のコミュニティセンターとして利活用することを検討すると記載されておりますが、6月の議会で示された今年度改訂版を見ますと、一転して譲渡という方向が示されています。しかし、今議会の提案説明の中で村長は、人口維持対策として村営住宅建設という案を示されました。その変更の理由と進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

私は、現在その案件が具体的になっていなければ、耐震改修をしてサテライトオフィスやコワーキングスペース、テレワークオフィスとして利活用してはどうかと提案したいと思います。いかがでしょうか。

旧おひさま保育園は1981年の建設ですので、確かに年数は経ておりますが、耐震化が必須です。しかし、昨日、改めて現況を見てまいりましたが、デザイン性にもすぐれた魅力的な建物でした。広い園庭、天井が高い遊戯室、適度な部屋数があり、サテライトオフィスには最適だなと感じました。広い園庭の先には桜の大木、長坂に向かう林、自然環境、レトロな赤い屋根のほのぼのとした、いかにも保育園らしい建物でした。

近年、災害によるリスク分散、働き方改革、人材確保などにより、在宅テレワークは各企業において大いに検討されています。また、オリンピックの渋滞緩和策としても政府主導で押し進められ、今後大いに拡大するものと考えます。

11月にオープン予定の松本市のサテライトオフィス33GAKUは、既に満杯の状況と聞いております。富士見町の森のオフィスは、都会のIT関連企業が進出し、サテライトオフィスとして非常に人気があるとも聞いております。

朝日村は、インター、空港からも近く、主要駅からもそう遠くありません。また、ショッピングセンターや文化施設、観光施設も近隣にあります。そして、一番は豊かな自然とよい人間関係、私は、ほどよい田舎といつも自慢していますが、住むところとして推薦できる場

所であり、村を出ている若者もそのことは実感していると確信しております。朝日村にもIT環境を整えた仕事を整備していただければ、現在都会で仕事をしている子息が、自然と子育て環境が豊かな朝日村にUターンできるのではないかと思います。現に出勤は週二、三日という企業や、在宅でもオンラインで常に会社にいる状態という働き方もあります。

旧おひさま保育園を、そのような共同オフィスに改修することを新たに提案いたします。大学の研究拠点としてもよし、農業事業と関連したテレワークセンターでもよし、子育て中の女性の方の在宅ワークの場でもよし、各種団体のワークショップの場でもよし、中学生や高校生の実習スペースとしてもよしと考えます。

また、村長が旧おひさま保育園跡地に求める人口維持対策にもなると考えます。サテライトオフィスに事務所を構えた職員が村内に住む、他地域に仕事をしていた子息が朝日村に戻りテレワークで仕事をする、志ある起業家が移住してオフィスとして使用する。旧おひさま保育園は、魅力的な公有財産と思います。ぜひ慎重な判断をいただきたい。

小林村長自身も最先端のIT企業で働いてこられた経歴をお持ちです。培った人脈を活用していただき、この提案をぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 中村議員の質問に対してお答えをいたします。

たびたび活用案が変更となった理由と現在の進捗というご質問ですけれども、ちょっと整理しますと、当初はあそこのおひさま保育園の跡地をどのようにするかということの中で、ちょうど時を同じくして向陽台の団地が進行しつつありましたので、その集会施設として検討がまずは始まりました。そのときには約5,000万円ほどの改修費用がかかるということで、予算的にも、または事業計画的にもそのようなめどづけをしながら検討を進めてまいりましたけれども、実際、向陽台団地の住民の皆様にご意見を伺ったところ、あそこよりも西洗馬公民館を私たちは使いたいというような意見が多くて、あそこを向陽台団地の集会施設として使うことを断念いたしました。

そのほか、それだと困りますもので、あその跡地利用としては、西洗馬区の公民館でどうだ、または、一時ありましたけれども、芸術家があそこへ住んでやるなんていうような話も

一時上がったりと、それと、鎖川右岸の防災センター、そういった機能が弱いものですからあそこを使えないかというようなこと、それと、クラフト作家も多いものですから、あそこを何とか使えないかというような投げかけ等々かなりしてきましたけれども、その間、紆余曲折ありましたけれども、それらの実現はなりません、現在に至っております。

そういうことの中、今後の村中のそういった公共施設を今度どのように活用していくかというようなあり方を検討する中で、よい活用法が今のところないものですから、あそこを一旦いろんな人に使えるように売却したらどうか、施設を売却したらどうかという案も出てきました。

それと時を同じくして、朝日村の住宅事情というのも、御存じのとおり、朝日村に住みたい人も借りるところがないというような今現状でありますので、今度どのように公共住宅をしていくかという中で唯一の朝日村の、土地はあそこは朝日村のものでありますので、あそこに公営住宅が建てられないかなというような案も現在あります。

そういう過程の中でありますので最終案に至っておりませんので、ただいま中村議員の提案の共同オフィス、これも一考し、否定するものではありません。

こういったご質問がありましたので、近在のこういった施設について状況を我々も調べてみました。

まずは、多分御存じかと思えますけれども、ちょっと前に麻績村のサテライトオフィス、言い方はちょっといろいろありますが、そのような多分考えているような使い方でオフィスを4スパン用意して待ち構えているというようなことがありますけれども、新聞報道、または確認したところ、まだ一件も入っていないというような状況です。

それと、いろいろいただいた中で、塩尻も同じようなオフィスを持っていますけれども、都会からの活用はなく、地元の企業が今のところ入っているというようなことのようにです。

いずれにしても、先ほど議員のおっしゃった、あそこをどう活用するか、または今の仕事改革の中でどのような活用方法があるか、非常に夢と希望と、そういうことができればいい、こういうことができればいいというのは私も思いますけれども、実際そういった具体的なニーズが今まだないというところが現状であります。そういったものですから、そういった状況ですから、今後早目にあそこを何とかしなくちゃいけないというのはもう課題でありますので、いろんな案をいただいて検討してまいりたいというふうに思います。

私もIT企業云々という話ありましたけれども、もう10年ぐらい前からノートPCを活用した在宅という言葉が一つキーワードになっていて、今もうどこでもノートPCさえ持って

歩ければ仕事ができるという状況でありますので、今いろいろ調べてみると、在宅というところのほうのかなりウェートが移っていったような気がいたします。

それと、ああいったオフィスを用意してテレワークセンター的に働ける場所は、村の職員がいろいろ調べたところ、観光地、例えば軽井沢のような、また何とか高原でどうだというようなところは盛んなようです。ただ、それは会社の福利厚生的な面も考えて、ちょっと都会で気遣いでちょっと疲れた人が、分社である軽井沢のサテライトオフィスに1年出向しなさいとか、どうもそういう使われ方が今私想像するに、昔自分たちもそういったことを経験する以上、使われているんじゃないかというふうに思います。

それと、コールセンターというような使い方もいろんなところであります。ただ、それは地域全体、また県全体のレベルでデータ回線を使う場合には安く済んだとか、そういうような全体的な構想がないとちょっと難しい状態であります。

ですから、あそこの旧おひさま保育園をどのように使うかというのは、非常にアイデアはいろいろあるんですが、現状ニーズがどのようにあるかという、その辺だと思います。

それと、あれが保育園の仕様になっているものですから、大人が使うにはちょっと不自由さを感じるところもかなりあるものですから、改修するにはちょっとお金がかかるという難点もあります。

そんなことで、今の提案を否定するものではありませんので、また一緒になって考えてまわりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 質問ということではないんですけども、今村長から丁寧にご説明いただきまして村のほうでも研究していただいたということですが、確かに先日、私も議員さんとの交流の中で麻績村の話もお聞きしたんですが、まだ非常に入っていないと。そして、村営住宅をつくって呼び込もうじゃないかなという動きもあるようでございますけれども。

施設を見れば、ちょっと凶面なんかも見せていただいたんですけども、非常に旧式な考え方でやっているなというふうに思いました。先日、私、富士見町のほうのオフィス、森のオフィスを見てきましたけれども、すごいよく考えられているなというふうに思いました。こういう中だったら、コワーキングスペースとして自分が在宅勤務をする中においても、個

で仕事をしていると詰まってしまったりしますので、そういう仲間と一緒にいろんな話をしながら、異業種の交流をしながら、そういうところで仕事をしたほうがより効率的じゃないかというような思いもいたしました。

ですので、今、経緯を理解いたしました。ぜひ、これを考えていただくのは、若い職員の方かなというふうに思います。近くの麻績のほうの研修ももちろんですけども、今度できる松本市のオフィス、それから富士見町のほうの施設、それから、ちょっと遠いんですけども、日本の中で一番サテライトオフィスが盛んになっているのは徳島県です。徳島県の神山町とか美波町、その辺あたりをぜひ若い職員に研修していただいて、ご検討いただければと思います。

以上で、私の1問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 2つ目の質問です。中央公民館の耐震改修、講堂のアスベスト対策についてですが、この施設は1973年建設です。これもまた、計画では耐震改修をする施設として位置づけられており、先日の村長説明では、周辺4施設とともに維持管理していく方針が示されています。

しかし、具体的な計画が全く見えておりません。中央公民館は村民の集まる場所であり、交流や生涯学習を積極的に進めていただきたい場所でもあります。災害時の室内避難施設でもあります。

その中で、講堂についてはアスベストを使用した部材があり、毎年、点検を行っているということですが、現在、アスベストはどのような状態にあるのか、検査結果を含めてお尋ねいたします。

アスベストがあると判明してから優に十数年が経過し、そのままの状態であるという現状をどのようにお考えになっているか、また、今後どのようにしていくかをお聞かせください。

30年度の決算状況では、文教施設整備基金は現在2億2,500万円ほどしかありません。今後の小学校の定期的な施設修繕とあわせ公民館関連施設を耐震改修するとしても、ましてや講堂の建てかえが必要になったとき、資金が不足することは目に見えております。今年度の公共施設等総合管理計画では、令和2年、来年ですが、講堂等の改修費として2億4,000万

余り改修計画を予定しているように見受けられます。それがどのような内容なのか、村民には広報されていないように思われます。どのような計画、予定なのかを説明をお願いします。

また、この機会にお尋ねいたしますが、公共施設等総合管理計画は庁内のみの組織で検討されているのでしょうか。広く村民の意見を聞く機会を設けてないように見受けられますが、その辺はいかがなものでしょうか。

いずれにしても、公民館の改修は、計画書の中で既に課題が明確にされ、スケジュールに載っているわけですから、それを着々と具現化することが行政の仕事と考えます。基金の積み立てとともに、具体的検討を広く村民に意見を求めて進めていただきたいと思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、中村文映議員の中央公民館の耐震改修、アスベスト対策についてお答えさせていただきます。

初めに、中央公民館は、昭和48年建築で46年が経過いたします。議員ご指摘のとおり、村は平成18年6月に中央公民館本棟及び講堂の耐震調査を行い、その結果、一部耐震性に欠け、耐震補強が必要な建物として判断されておりますが、現在まで耐震補強は実施していない状況でございます。

また、講堂のアスベストの件ですが、平成18年8月に石綿の含有調査が実施され、天井はりの吹きつけ材にアスベストが使用されていることが明確となり、同年より毎年、石綿の浮遊濃度測定を実施し浮遊状況の確認を行っており、測定の結果は、健康被害には影響する値ではなく、適正に使用できる環境で、現在特に問題はないということで認識してございます。

そこで、中村議員ご質問のこれら耐震化についての具体的な方針や講堂アスベストの現状をどのように判断しているかというところでございますが、議員ご提言のとおり、公民館はまさに社会教育法の目的にあるとおり、住民の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設であるとともに、災害時には避難所となる重要な施設であると認識しております。公民館の耐震化や講堂のアスベスト除去は、利用する多くの村民の安全確保を第一に考えるならば、本来早急に対応すべきであったと捉えております。

しかし、この間でございますが、村では住民合意に基づきあさひ保育園や新役場庁舎建設を優先的に実施してきたこと、また、少子高齢化や住民ニーズの多様化により公共施設の長

期的視点で公共施設のマネジメントを考えることなどが求められてきたこと、また、一番は財源の見通しなど、さまざまな要因により先延ばしになってきたと捉えています。

そこで、2番目のご質問でございますが、財政計画、総合計画の中にはどのように反映されているのか、公共施設等総合管理計画における案で示した2億4,000万円のことでございますが、この2億4,000万円につきましては、あくまでも公共施設管理計画をつくる中で担当課で積算等をしたものでございまして、概算でございますが、講堂の解体及び処分、そしてまたアスベストの除去で6,900万円、現在の講堂と同程度の講堂の改築費に1億7,000万円、そして公民館本棟の耐震化に100万円という内容で計上してございます。

しかし、この計画における実施年度や内容、金額につきましては、あくまでも先ほど申しましたとおり担当課における計画予定でございまして、今後は総合計画、財政計画に反映させ、村の全体事業の中で優先順位をつけ、必要に応じて村民、議会の皆様の意見を聞きながら実施してまいりますので、お願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ただいまの中村議員ご質問の中で、総合管理計画は庁内のみで検討されているのか、広く村民の意見を聞く機会を設けているのかという部分のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

この公共施設総合管理計画につきましては、村の公共施設の総合的な管理を推進するために、個別の施設ごとに中長期計画を定めて、建物管理に要する経費の縮減を図り財政負担の平準化をすることで、施設を効率的、効果的に維持、活用することを目的としております。

計画策定につきましては、道路や橋梁など、ほかのインフラ施設の計画と同様に村の方針を示すものでございまして、議員の皆様のご意見をいただきながら、また、村民の皆様に対しましてはパブリックコメントという形で意見を集約して、策定するものでございます。

個別施設計画につきましては、114の公共施設につきましては、公用車の駐車場のよう小さなものから住民の皆様が利用する公民館、体育館など大型の公共施設について計画が策定される予定でございます。当然、住民の皆様が利用する施設、特に大規模改修が必要なものの具体的な実施に当たりましては、事前に住民の皆様へ説明を行い、意見等を伺う中で実施をしていくものでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 先ほど教育委員会のほうから、庁内で検討して総合計画の中に盛り込んだということなんですが、では、その2億4,000万というのは具体的なものではないということですか。

○議長（塩原智恵美君） 答弁を求めます。

清沢次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、2番目のご質問にお答えいたしますが、先ほど総務課長からご説明がありましたが、今現在、各課が、そういったことを各課で考えているというものを取りまとめたのが公共施設の個別計画でございます。その中に2億4,000万という数字を盛り込んでございます。そうはいつでも、でたらめな数字ということではなくて、担当課としてこういう方向性がいいということで考えてございますので、これをまた新しい理事者とともに検討し、そして村民の皆様伝えていながら、よりよいものを完成させていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） アスベストがあると言われてから十数年以上放置されていて、いろいろな村の主要施設の順序があったということは理解しましたが、じゃ、いつごろ具体的には、この問題が安心して使えるような形になっているのか、時期的なものみたいなところ、お考えがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、3番目のご質問にお答えしますが、先ほど申しました優先順をつけて決定していくというところでございますが、私どもの個別施設計画では、ぜひ来年度に早急にやりたいという思いがございますので、そんなことを各関係機関とのこれから協議が入ってまいりますので、その思いをつなげながら、より早く対応できるように、村の内部での調整をしていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問ありますか。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） いずれにしても、今は飛散してないと、調査というのがどういう状態でやられたのかちょっとわかりません、天井裏に器具をやったのか、講堂の下ではかったのか、その辺のことがちょっとわかりませんが、明日はわからない、今現在どういう災害が結構多くなったり、地震なんかもいろんな災害が起きておりますので、もし講堂に何らかの被害を受けることも十分想定されているような状況ですので、そのときにアスベストが飛散した場合は、周りの施設が防災拠点だったりするわけですし、住民もいますし、保育園もあつたり、そのときに使えないようでは非常に困るかなというふうに思うわけです。ぜひ頑張ってくださいと予算化していただいて、何とか早く改修をしていただけたらな、改修なのか建てかえなのか、その辺あれですが、先ほど予算のほう説明していただきましたが、ぜひ村民の皆さんの理解を得るような形にしてください、早急に直していただければいいかなというふうに思っております。

あと、先日、村長のほうの説明の中で、関連した施設の中でわくわく館のほうの屋根の改修をしていただけるという話があつて、これ私、議会だよりでも取り上げましたが、それが直るといふことで、非常にうれしく思っている次第です。つけ加えて、私の2問目の質問を終わります。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 最後の質問ですが、朝日村における引きこもりの調査結果と8050問題への取り組みの状況について伺います。

国及び県からの実態調査ということで、朝日村においても引きこもり状態になっている方の調査をことし初めにされていると思いますが、どのような調査をされたのか、その結果についてお尋ねいたします。

県は、6月に調査結果を公表しました。15歳から64歳までの引きこもりの該当者は2,290人、そのうち40歳以上は1,412人、63.1%であり、どの年代でも男性が50%を超えていて、

約半数以上が10年以上も引きこもった状態と報告しています。また、一度就職したが、退職後に引きこもってしまったというケースが多いとのこと。

引きこもりとは、学校や仕事など社会活動に参加せず他者との交流を避けて、原則的に半年以上にわたり家庭にとどまり続けている状態、でも、近くのコンビニなどに買い物に行ったり、ドライブをしたり、他者と直接的なかわりは持たない外出はできるとされているようですが、村では今回どのように調査をされ、その結果と、その後、該当されると思われる方や家庭にどのようにかわりを持たれているか、お尋ねいたします。

先日、大きく報道された長野市の父親の遺体遺棄事件ですが、困窮した父子が行政に相談した形跡はなく、支援が届かなかつたと新聞報道されています。村ではこのような困り事への窓口をどのように告知、広報されているか、お尋ねします。

また、特に最近引きこもりの長期化、高齢化が深刻となり、そんな状況を8050問題として社会問題化してきています。8050問題の定義は、引きこもりの子を持つ家庭が高齢化し、50代の中老年の引きこもりの子を80代の後期高齢者の親が経済的に面倒を見るケースがふえていくという社会問題です。引きこもりという言葉が社会に出始めるようになった1980年代から90年代は引きこもりは若者の問題とされてきましたが、それから約30年がたち、当時の若者が40代から50代に、その親が70代から80代となり、特に問題が深刻になっています。

村は実態を把握しているのか、また、現状どのような対応をしているのか、今度どのような取り組みを持っているのかをお尋ねいたします。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、中村議員3つ目のご質問、朝日村における引きこもり調査結果とその取り組み及び8050問題への取り組み状況についてお答えいたします。

今回の調査は、ことし2月から3月にかけて長野県が長野県民生・児童委員会協議会に協力をいたしまして、アンケート方式で個別ケースをもとに、各市町村の民生・児童委員が回答を行っております。

一方、村で把握している者は若年層の方が数名おまして、こちらは村の保健師が電話相談や個別訪問を行っております、直接該当者の家族の方が窓口にお見えになり相談支援に介入しております。

したがって、民生・児童委員への直接の相談事があったことがなかったことから、今回の

調査結果との乖離となっております。

引きこもり問題は心の病と言われ、精神疾患や発達障害、知的障害等の病気を抱えられている方も多く、必ずしも性格によるものではございません。ゆえに、とてもデリケートな問題でもあり、ご近所には知られたくないという理由でこのような結果となったと捉えております。

しかし、民生・児童委員は、村民にとりまして一番身近な相談役でもあります。身近な存在であるからこそ、相談支援できることもあるかと思えます。引き続き、相談支援者の一人として住民の相談に乗りますよう、周知を行ってまいりたいと存じます。

次に、困り事相談の広報についてでございます。今回の引きこもり問題は、ご近所には知られたくないというケースが多く、身近な村担当課の相談窓口は敬遠された方もいらっしゃいます。しかし、家族だけで問題を抱えることのないよう、身近な相談窓口だけではなく県の相談機関でも電話相談、面談による支援を行っておりますことから、村のホームページ、回覧板等で広報を行っております。

次に、8050問題についてでございます。先ほど議員おっしゃいましたが、つい先日大変痛ましい事故が長野市で起こりました。少子高齢化が進みまして、これまでの家族での支え合いが困難となり、さまざまな困難事案のケースが発生しております。その一つが8050問題です。相談者は親子となりますが、その相談内容はさまざま、困り事や生活暦も100人いれば100通りです。また、困り事も一つではなく、例えば親が認知症を発症され、子供さんは精神障害をお持ちと、さまざまな困り事を重複されてお持ちの家庭も少なくありません。

このため、相談支援関係者も、医療、介護、障害者支援、就労と多岐にわたります。村では、まず、それぞれの相談案件の世帯員一人一人と信頼関係を築き、個別の目標を定めて支援を進めております。ここで当事者の自己肯定感が低い場合も多く、かかわりもより困難を極めております。それゆえに、専門職だけではなく当事者をよく知るご近所の方のお力添えが必要不可欠と感じております。

次に、村の取り組みについてでございますが、まずは、当事者だけで抱え込まず相談をいただくために、村の広報で、「包括支援センターでは介護、高齢者の心と体の相談に応じます。何でも早目に対応、心配なことがあればお気軽にご相談ください」を、毎回広報の包括支援センターのキャッチフレーズとして掲載をし、お一人だけで悩むことのないように思いで広報を行っております。

また、生活困窮者のケースは、税や料金の滞納問題も抱えていることから、各担当者と連

携をして支援を行っております。

民生・児童委員会では、高齢者の見守り活動とさまざまな生活の要支援者の把握のため、4月と10月の年2回、65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上を含む2人世帯、ここには今回の8050の対象者を含みます、65歳以上のみの3人世帯の方の情報を事務局から民生委員にお渡しをし、個別訪問をいただいております。民生・児童委員は、この中で生活等要支援者の把握をし、問題があるのではと思われるケースは村の各担当課へ情報をいただき支援をつなげるとともに、ケースによっては村担当者との同行訪問や毎月の見守り訪問活動、支援活動を行い、村とのパイプ役を担っていただいております。

また、先日は、8050のご家庭の困難事案につきまして、専門職だけではなく相談者のご近所の方や担当地区民生委員にも入っていただき地域ケア個別会議を開催をいたしました。見守りや買い物支援など、ご近所の方がご自分ができることを率先して提案をいただき、専門職だけではなく一歩進んだ支援会議の開催ができ、これからの先進的な取り組みができたと感じております。

一人では悩まず支援につないでいくためには、まずは助けてと言える地域づくり、朝日村が一つの家族として、ともに支える村づくりを目指しまして取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様にも、ご意見、ご協力をいただきながら、一人でも困り事のお宅が少なくなるよう取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はありますか

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

朝日村の民生・児童委員さんをお願いして調査をしたということですが、具体的にどのような形でやったのか。結果として数名の子供さんというか、小さい子供さんたちの引きこもりだけを把握したということですが、もうちょっとその辺の詳しい調査の仕方等を教えていただければと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、中村議員のご質問に答えさせていただきます。

今回の調査は、民生委員へのアンケート方式により調査内容でございました。ですので、民生委員さんが個々に持っていらっしゃる支援のお宅をもとにして回答をさせていただきました。

そういう中で、引きこもりの方につきましては、先ほどお話をしましたように、ほかの方、ご近所の方には知られたくない、民生委員にも知られたくないということで、民生委員のほうでは数が把握ができず、朝日村では対象者はいらっしゃらないということで県のほうに報告をさせていただきました。

ただ、その中で、同じ担当課の中に健康づくり部署がございまして、引きこもりの方が若年層の世帯で若干いらっしゃるということになりまして、今回の県のアンケート調査との乖離になっているというふうに思っております。

ただ、やはり先ほどの長野市での案件もございまして、若い方が引き続き長期にわたりますと親の支援が受けられなくなると、そのご家庭自体が生活が立ち行かなくなるとということもございまして、気軽に民生委員にもご相談をいただきたいということで、またご周知を、引きこもりにつきましても広報を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はありますか

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 今お答えいただきましたけれども、結果的に民生・児童委員の方たちはアンケート調査ができなかったということなんですか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） それでは、再質問ということでお答えさせていただきます。

今回のアンケート調査は、引きこもりの方の把握が主になっておりますが、そのほかにもいろんな相談支援ですとか、どういう形で情報をとっているとか、多岐にわたっております。選択肢の中での調査項目、あと日常の訪問ですとか、支援はどんなことをされているかというような細かな記述式のものにもなっております。結果として、朝日村は引きこもりの方がいらっしゃらないということで、県のほうで公表になっております。

ただ、先ほど申しましたように、民生委員さんとの数字とは現実的には乖離がございまして、朝日村において健康づくりのほうで把握している方は、若年層の方で4件いらっしゃるということですので、ご理解いただければと思います。

○議長（塩原智恵美君） 中村議員、再質問はございますか

中村議員。

〔7番 中村文映君登壇〕

○7番（中村文映君） 非常にデリケートな問題、プライバシーの問題もあったりして、調査すること自体が難しい案件だなということはよくわかります。

知り合いの松本市の民生委員さんに言ったら、民生委員さんが調査することに拒否をしたと、そこまで民生委員はかかわれないと、それほど情報を持っていないというような話で、民生委員さん自身がその調査に対して、そういった部分があったというような話もお聞きしました。

ですので、今回村の方が調査された結果の中でいなかったと、把握できなかったということもありますが、ぜひ今後とも積極的にいろんな形で職員の皆さんが村民とかかわる中で、早目に把握していただけたらなというふうに思います。

8050問題は、10年たてば9060問題という形でさらに深刻になっていくかと思います。どうかその辺の村の職員の皆さんの対応をお願いして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、中村文映議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

午後の開会を1時といたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（塩原智恵美君） ただいまから、一般質問を再開します。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（塩原智恵美君） 9番、上條昭三議員。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 9番、上條昭三でございます。

本日は3問の質問をさせていただきます。

1番目の質問、松くい虫防除対策についてでございます。

朝日村の松くい虫被害は、平成28年に発生して以来、平成30年度は11本から松くい虫のマツノザイセンチュウが検出され、伐倒薫蒸処理されました。令和に入り5月には、松枯れ木16本中の8本から松くい虫が検出され、伐倒薫蒸処理されました。また、6月からは、松枯れが確認された段階で疑いのある松については順次伐倒薫蒸処理をして、後に検査をするということにして、6月には13本の処理が実施されました。

松くい虫対策について村長の所信では、ヘリコプターによる空中防除案もあるが、空中防除には幾つかの課題があり、当面は防除対策として被害木の伐倒薫蒸処理にいたしますとしました。

松くい虫被害は、今後ますます拡大が予測できます。

伐倒薫蒸の担当者のお話では、ことしは手当てするのが遅過ぎた。もっと早くから手当てできたらよかったと言っていました。

枯れた松を先へ先へと伐倒薫蒸して、被害を最小限に抑える必要があります。そのためには、費用を惜しまず、自前の伐倒薫蒸要員を十分に確保していく必要があると思います。現在の伐倒薫蒸要員は何名でしょうか。

また、7月、8月、9月の松枯れの発生状況はどうでしょうか。

以上が、1問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の松くい虫防除対策についてお答えをさせていただきます。

松くい虫被害の状況につきましては、ただいま上條議員のご発言のとおりでございますので省略させていただきますが、本年度に入りまして村民の方から松枯れの情報が非常に多く、

伐倒薫蒸により対応をしてきたところでございます。

本年度の発生状況の傾向は、古見方面では横出ヶ崎から芦之久保にかけての山林、鎖川左岸松本市境、松の木橋周辺から最終処分場までの段丘林、桜坂公園から上組地区の山林で発生がしております。疑いのある疑義木では、朝日ヶ丘地区裏から曾倉までの山林でも被害、松枯れが確認しており、発生のピークは5月、6月になっております。

議員ご質問の7月から9月の発生状況は、19本の松枯れがあり、疑義木を含め伐倒薫蒸により対応したところでございます。

伐倒薫蒸作業については、昨年まで松本広域森林組合に依頼し行っておりましたが、当村での本数が増加したことから広域森林組合との協議を行ったところ、他市村での作業も増加しており適期の作業が難しいことなどから、本年度は村内で林業活動を行っており、広域森林組合からの作業受託の経験もあるあさひ山友会に依頼し、伐倒薫蒸作業を行っているところでございます。あさひ山友会の作業員数は6名となっております。

今後、被害木の状況によっては、施業実施団体の確保は課題として捉えているところでございます。

本年度のこれからの計画としては、既にセンチウをつけたマツノマダラカミキリが羽化し枯れた松に産卵する時期であるため、これから発生する松枯れの伐倒は当面行わず、カミキリムシを引きつける誘引木として残し、産卵が終わった冬の期間、冬季から来年羽化するまでの間に伐倒薫蒸処理を行う計画でございます。

また、薬剤の樹幹注入につきましては、1月、2月の冬季の時期が適期とされておりますので、村民の皆様には、防除対策の補助金を活用いただきまして、これからの時期に積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。

また、誘引木となる松枯れを今後把握した場合には、村でもそれを把握しておくために、松枯れを確認した際は産業振興課のほうまでご連絡をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） ただいまの課長の説明では、枯れた松は誘引木になるということで、枯れた松をそのまま残すということでもあります。以前から枯れている松はそのまま残っているのか、5月までに枯れた松ですね、それはそのまま残っているのか、それとも切り倒して

しまっているのか、それも教えてほしいと思います。

それから、あさひ山友会ですか、この会員が6名ということですが、この会員をもっとふやして松枯れ対策にもっていくつもりがあるのかどうか、お答え願いたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） これまで発生した疑義木を含めた松枯れについては、9月までの発生については19本ということで先ほど答弁させていただきましたが、それについては伐倒薫蒸してございます。

それから、山友会の皆さんにつきましては、現在6名ということですがけれども、今地方創生取り組んでおります木質の事業の関係でも、林業に従事する人口等の増加をKPIとしておりますので、そういう部分でも今後山友会の皆さん、会員をふやしていただければよいことをお願いしたいと思いますし、村でできることは、また支援をさせていただければと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 山友会の会員をふやしていくということでございますので、できるだけ会員をふやして、伐倒薫蒸に力を入れて松枯れを防いでいただきたいと、このように思いまして、1問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、2問目の質問をさせていただきます。

朝日村のカラマツの利用計画についてでございます。

木質バイオマス循環自立創生事業、地方創生交付金を受けて朝日村のカラマツの利用について検討を重ねてまいりましたが、この地方創生交付金も令和2年度には終了となります。森林利用計画策定のため、朝日村の森林のゾーニングまではできました。中長期計画では、

ゾーニングした山の木を伐採して、製材乾燥して、より多く使用される住宅用材として販売できる道筋を事業終了までにつける必要があります。製材乾燥につきましては、当面朝日村でやらなくてもよいと思います。重要なのは、カラマツを住宅用材として売ることなのです。

過日テレビで、木材を使い大工が建てるタイニーハウスに最近人気が出ていて、デザインコンテストが行われたと放送がありました。タイニーとはとても小さいの意味で、タイニーハウスとは、シンプルで小屋のようなサイズの家の中で、10平米から20平米ほどの平屋の家が多く少人数の居住に適し、価格は100万円から800万円と設備により異なります。内部は、キッチン、トイレ、シャワーなど、生活に必要な最低限の設備が設置されているものもあります。

発祥はアメリカで、2008年に起きたリーマンショックにより、住宅ローンや家賃の負担を減らし、小さな家でのシンプルなライフスタイルを目指すという風潮が広がり、俗にこれをタイニーハウス・ムーブメントと呼んでいます。気軽さやレジャー感覚にあふれた新しい住まいのコンテンツの一つと言えると思います。タイニーハウスは、大切なものに囲まれた、本当に豊かな生活をするための家にできると思います。地元の木材を使い、地元の大工が建てることのできるタイニーハウスです。

私は、このタイニーハウスをカラマツでつくり販売することを提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上が、2問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご提案のカラマツの利用計画についてお答えをさせていただきます。

議員からご提案のタイニーハウスにつきましては、発祥については幾つか説はあるようでございますが、小さな家という意味で、低予算で建設ができ、住まいを小さくし最低限のもので暮らすという考え方、日本でも少しずつ広がりを見せており、上條議員のご発言のとおりでございます。

カラマツの活用につきましては、既にご案内のとおり、国から活用に向けてということで、県でも森林県から林業県を掲げ、木材活用を関係機関、団体と取り組んでいるところでござ

います。

当村でも平成28年度から地方創生交付金を活用し、村産材活用の検討を行っておりますが、事業検証をいただく中で議会からもご指摘、ご助言をいただいております、ご案内のとおりでございます。

また、当村では、当役場庁舎を初めあさひ保育園、コテージなど、これまでも積極的にカラマツの活用を図ってきているところでございます。

この実績を生かしながら、議員ご提言のタイニーハウスをカラマツでつくり販売するご提案につきましては、カラマツ材の一つの活用方法と捉え、木質資源循環利用検討委員会でも検討がされると捉えております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 検討していただくということでございます。カラマツでモデルハウスを村内のどこかにつくり見学会など重ねていけば、このカラマツのタイニーハウス、需要は浸透していくと思います。ぜひ検討をお願いしますということで、2問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） それでは、3問目の質問でございます。

稲作の継続についてです。

以前にも一般質問をしましたが、鎖川下流の小野沢から松本市今井にかけての花見田で稲作をやめている家が、下古見に10軒以上あります。理由は、身体問題とか、機械が壊れて新調が困難であるとか、いろいろあります。現在は、人に無料で耕作を依頼して、水配人組合の水配費の半額を持ち出しで支払っているという状況です。

また、ほかにも朝日村で稲作を継続できずに困っている家は何軒もあると思います。

そこで、アグリビジネスセンターの法人化を機に、花見田ほか朝日村の稲作をその法人でやっていただけないか検討してくださいというのが3問目の質問でございます。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の稲作の継続についてお答えをいたします。

当村での稲作の状況は、平成27年農林業センサスでは経営耕地面積48ヘクタールとなっており、本年度農家から提出のあった水稻生産実施計画では約32ヘクタールで、提出率から実質の耕作面積は40ヘクタール程度と推測させていただいております。

これまでも上條議員、齊藤議員からもご質問いただいた際にお答えさせていただいたとおり、形状が悪い水田での作付対策や耕作の作業負担の軽減、新たな耕作の創出を図るため、中山間地域総合整備事業や農地中間管理機構関連事業により取り組みを行っているところでございます。

しかしながら、議員ご発言のとおり、圃場整備が終了している小野沢から今井境までの水田等においても自作できない農家があり、農業委員会への貸し付け希望の相談がございます。このような状況は他市村でも課題となっており、具体的な施策が必要となっているところでございます。

議員ご提案の現在立ち上げ方向のアグリビジネス支援センターの業務としての位置づけも考えておりますが、人員の確保等から直接の作業受託は検討が必要と捉えております。

現在国ではこのような状況の対策として、人・農地プランの実質化を進めています。これは、地域農業の将来ビジョンとなるもので、当村でも現在進めております圃場整備6工区はもとより、議員ご発言の小野沢から今井境までの圃場を含め、10地区程度でプランの策定を計画しております。このプラン策定は、所有者、耕作者が地域内の実態を把握し将来ビジョンの検討を行うもので、今後、中心的経営体、担い手農家ですけれども、の把握と集積につながり、荒廃農地対策につながるものと考えております。

今後、具体的なものにつきましては、地元農業委員が中心となり、プラン策定を地元の皆さん、所有者の皆さんと進めてまいりますので、またご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔9番 上條昭三君登壇〕

○9番（上條昭三君） 稲作の継続については、現在稲作をやっているお宅でも、田植え機が壊れたとか、稲刈り機が壊れたとか、そういった理由によってやめる家がこれからますますふえると思います。今のうちに対策をとっていかないと田んぼが山林化してしまうという状況にもなりますので、ぜひ早目に対策をとっていただきたいということで、3問目の質問は終わります。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條昭三議員の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、10番、北村直樹議員。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 10番、北村直樹でございます。

本日、私は2つのことについてご質問させていただきます。よろしくお願いいいたします。

それでは、1つ目、地域分権・地域主体活動についてということで質問させていただきます。この質問は、前村長が村政を運営しているときより一般質問にてやりとりをさせていただいている内容になります。新しく就任された小林村長のお考えやご意向を伺うと同時に、役場職員のその後の対応、進捗についてお尋ねいたします。

この地域分権、前村長時代は絆支援と名称しておりました、に対する必要性は、私個人としては今後の朝日村村内の地域生活を円滑にするため最重要であると認識しております。

地方分権改革は、国から地方へ権限を委譲することにより、地方の特性を生かした行政運営が可能になるということは言うまでもありません。言いかえれば、地方の特徴は地方が一番理解しており、権限が委譲することにより地方の自立性や自主性が発揮される、すなわちその地方に独自の活気が生まれると思います。以上が、行政側運営の側面になります。

一方の地域住民側の側面としましては、地方行政から地域に権限が委譲した場合はどうでしょうか。地域のことは地域住民が一番理解していると思います。そこに必要な権限や資金提供をすることで、地域の課題解決には当然のことながら、地域としての自立性や自主性が生まれると思います。

これらを踏まえ昨年の12月定例議会におきまして総務課長からは、平成28年から総合審議

会で地方分権で問いかけを行った。今後人口減少が進む中、職員体制も少数での対応となり業務にも限界がある。そのことを踏まえ総合審議会で検討を行った総論は、地域で対応できることは地域自らで行うことは賛成である。しかし、制度を実施するに当たり、地域で行う業務を明確にしてほしい。また、制度を実施するに当たり各種課題があるというものでありました。

以上のことから、地域分権は今後朝日村を朝日村として自主自立させていくには必要な政策であると認識されているものの、制度上で課題が残されております。今後は、この課題解決に向けて議論が必要でないかと考えております。

地方分権の目的は、地域みんなが集い、楽しみ、支え合い、笑顔でつくる地域づくりであると考えております。この言葉は、実際に取り組んでいる地域分権のテーマを私なりに変更したものであります。地域に権限がおりてきたとしても、地域に義務を課すのではなく、地域が主体性を持ち、そしてみんなでつくる地域、その先に朝日村らしい自立した村が成り立つと考えております。

以上のことから、小林村長と総務課長にお尋ねいたします。

小林村長。自主自立を目指す当村にとって、今後、朝日村を朝日村として存続させていくための具体的な考えがあればお聞かせください。

地域分権に対するお考えは、小林村長としてはどのようにお考えであるか、お尋ねいたします。

続いて、総務課長。総合審議会で得た総括を踏まえ具体的な課題が見えてきたと思います。その解決策に向けた当局の今後の動きと解決案をお尋ねいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 北村議員の質問の自主自立、朝日村を朝日村として存続させるための具体策は、そういう問いでありますけれども、私はこのように考えております。

朝日村を朝日村として存続させるための具体策とはどういうことかということですが、私も、私の思いは、やはりしっかりした計画を立てて、しっかりと事業を展開していくことだと思っております。まず、10年先のあるべき姿、理想とする姿をしっかり描き、村民全体で目標に向かっていくことだと思っております。

具体的には、現在立案中の第6次総合計画、これをみんなでつくり上げることです。その中身は、人口ビジョン、農林業、観光商工業の各ビジョン、公共施設の整備計画、子供、高齢者の福祉の問題、それと夢のある計画、そのかなめとなる財政計画というものだと私は理解しております。そして、その仕事をしっかりやる役場の組織、スタッフ、これも大事だと思っております。特に朝日村のかじ取りをする企画力を持った組織もかなめになると思います。私の公約も少しは挙げていただいて、村政を進めていきたいと思っております。

まずは計画をしっかり立てて、それを着実に実行すると、その裏づけは、各ビジョンのもと、各財政計画のもとにそれらを行っていくと、少しまとめるとそのようなことになると思います。

次に、地域分権・地方分権、いろいろ言い方あると思えますけれども、絆支援をどのように考えているかということの質問でございますけれども、地方分権・地域分権って少し難しい言葉だと確かに思いますし、絆支援というのも説明をしなくちゃちょっとわからないところがあるんですが、前中村村長の使われていた絆支援、その言葉でちょっとイメージを湧かせてもらいたいと思えますけれども、結論から申し上げますと、前の中村前村長のおっしゃっていた絆支援、これはぜひ実現していきたいというふうに思っております。

そういうのを、ちょっと絆支援より少し上に行った、やはり地域分権的な活動としては、今までも古見原と西洗馬原の排水路の保全に関する団体、それと、新たに北村議員も積極的に参加をいただいて立ち上げてきた西洗馬の外山内山水路保全会、これなんかは特にその地域分権的な大きな活動であるというふうに捉えております。このような活動は、国からの援助もありまして、多面的機能支払交付金というような名称で国からの補助を受けてやる事業でございます。

このように、やはり何かの活動をするには資金が絶対に必要になりますので、そういった資金をどのようにしていくかということが今後の課題になると思えます。そういった活動資金を得ることによって、小さな事業でも各地区で独自にできたらいいなというふうに思っています。例えば、今後人手がなくなってくるから、今シルバーの人材の人たちをお願いしているような草刈りだとか、または主要道路の除雪作業、こんなのも絆支援というようなアイデアの中でできていったらいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の絆支援の具体的な課題、それと解決策はあるかというご質問でございますけれども、絆支援につきましては、総合審議会におきまして4回にわたり審議を行い、意見の集約を行いました。先ほど議員の質問にもございましたとおり、答申書にもございますが、意見の総括としましては、地域で対応できることは地域自らが実践することは基本的に賛成であるが、制度設計を明確にし、各地区の意見を聞いて、村民の理解を得て実施することが望ましいとしてございます。

今後、絆支援を進めるためには、行政が地域で行ってほしい業務を明確にすること、それと、その業務を受け入れる体制を地域で構築できるか、その制度設計を行い、より具体的な内容で検討することが必要であると思います。特に受け手となる地域の体制づくりに課題が多く、総合審議会でも出された意見では、地域で区長が重荷にならない体制づくりが必要、村からの交付金を管理するには責任が重過ぎる、地域の受け入れ態勢として専門技術を持った人たちの人材バンクが必要などの意見がございました。地域の皆さんの重い負担にならず、行政からの業務を受け入れられる体制づくりの制度設計ができるかが重要な鍵だと思います。

今後、小林村長も実現していきたい方針でございますので、改めて村長とどのように進めていくか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 小林村長、それから総務課長、ありがとうございます。

先ほど、今から私が言おうとしたこと全て小林村長に言っていただきましたので、実際にやっている立場からのちょっと意見をさせていただきながら、総務課長にちょっと1点お尋ねしたいと思います。

確かに内山外山水路保全会、これをことしからスタートさせたわけでございますが、本当に小林村長おっしゃるとおり、これをやることによって地域の課題がやっぱり解決できた。今まで陳情等と要望等で上組からこういった問題が出てきたと思うんですけども、今回それが取り下げになったと思います。それは、すなわち、やっぱり内山外山、要は地域で課題となっていたこの水路が、この会を通して改善できたということが一つの大きなポイントだと思っております。

さらに、やっぱり目的というのがしっかり明確にあった。そして受け皿もしっかりしてい

た。その結果、地域としてそれが課題解決に向けて非常に喜んだ。そして、その結果、陳情、要望が減ったということで、本当に小さな地域分権が一つ成功した小さな例だと思っております。

その中で、小林村長のほうが小さなことから取り組んでいく、まさに私はそのとおりだと思っております。

先ほど私のほうで冒頭で申し上げました、制度を実施するに当たり明確にしてほしいということが一つ課題だろうということがあると思うんですが、今から1カ月、2カ月前でしょうかね、多分全地区、全地域から朝日村に対して要望だったり陳情が上がってきたと思います。私は、そこに答えはもう既にあるんじゃないかというふうに思っております。しっかりと要望だったり陳情を精査して、小さなことからでもいいと思っております、ぜひその取り組みをするように、次回の総合審議会で諮ってほしいというのが希望としてございます。

また、やはりこれを進めていくためには、やっぱり機運だったり受け皿も必要だと思います。まだまだ言葉が難しい、先ほど小林村長おっしゃったとおりだと思います。ぜひ小林村長に要望すべきことは、今後、出前村政等々と積極的に行っていくと思います。そういった中でもこういったことを取り上げていただきまして、ぜひ理解を深めてほしいなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、北村議員の2回目のご質問でございますけれども、確かにこの総合審議会で最初に検討したときは、村の地区にお願いする業務等も決まっていなかった、そういう中で体制がどうなるかという心配も地区にあったと思います。そういったことから、まずはそういった体制づくりから考えていかなければいけないということもございました。

しかしながら、北村議員が今おっしゃったように、小さいことから始めるということも一つの手ではあると思いますので、その辺の進め方につきましては、また、小林村長と検討させてもらいながら推進してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

○10番（北村直樹君） ございません、ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

村内と隣接する地域境の松くい木についてということでございます。

本質問をするに当たり、非常に難しい課題と承知はしておりますが、村内で生活をする者として見過ごすわけにはいかないため、この質問を取り上げさせていただきました。

本年に入り、朝日村でも松くい虫の被害木が多数発見され、対象木の伐倒薫蒸を早期に処理をし、対応を行ってまいりました。先ほど産業振興課長のほうから、6月までに16本、そして9月までに35本、計算すると48本切ってきたということでございますが、その結果、私としては当村での松くい被害木は最小限にとどまったと、山を持つ地権者は当然のことながら、多くの村民が感じていることと思います。

しかし、当村は2市1村に囲まれており、隣接する境の松くい木は手つかずの状況が続いております。特に県道鎖川沿い、JAのスタンドから今井方面に抜けていくピュアラインをさらに今井のほうに抜けていったあの辺であります。松くい木がはっきりと肉眼で確認できることができ、その数も相当数あります。結局、村内で松くい木を一生懸命伐倒薫蒸しても、隣接する境から侵入を許す結果となっております。

松くい木を伐倒するに当たり、幾つかの課題があることは承知しております。1つ目、その地籍の地権者へ連絡をし、伐倒の許可が要ること。2つ目、その伐倒処理の費用を管轄行政が負担を行っていること。3つ目、その伐倒処理を引き受ける業者があるのか。

以上のことから、隣接する境は無法地帯となっております。このまま放置を許すことは、被害を拡大することにとどまらず、今後大きな問題に発展する引き金になるのではないのでしょうか。

そこで、担当課長に質問いたします。

隣接する各市村に対しての松くい木伐倒依頼の状況について。特に、松本市への対応はどのように行ってきたのか。

2つ目、先ほどの質問に対し、状況が芳しくない状況で隣接する境の松くい木の被害を当村ではどのようにお考えであるのか。

以上、お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員のご質問の当村と隣接する地域境の松くい木の対応についてお答えをさせていただきます。

松くい虫被害の状況につきましては、先ほど上條昭三議員のご質問の際答弁をさせていただきましたが、山形村境の古見方面、松本市今井境では鎖川左岸の松の木周辺、塩尻方面では三ヶ組から上組地区の被害が多く発生しておりまして、特に鎖川左岸の松本市境では今井地区の被害は著しく、北村議員ご発言のとおり、被害がはっきりわかる状況でございます。

そこで、本年6月18日付で松本市長に対し小林村長から、市村境における枯損木の迅速な対応の要請を行っております。これにより松本市の担当者と当村の担当で現地確認を行い、その後、松本市から対応についての回答を得ております。回答内容は、松本地籍の松本市内の所有の被害木については、市が伐倒薫蒸処理を行う。一部、松本市地籍ではあるものの村道拡幅等により当村の所有の土地があることから、市での対応はできないとの回答でございました。

その後、松の木周辺の被害木については処理がされていることを確認しておりますが、その後被害木となったものもありまして、特に今井上橋方面の段丘の被害木については、処理がされていないのが現状でございます。

このような状況の中でご発言の当村が対応することにつきましては、費用負担の問題もありますが、処理を行うには、所有者を確認し、了解を得る必要があります。これは北村議員ご発言のとおりでございますけれども、対象の地籍では、特に所有者確認に時間も要し事務負担がふえることから、当村としましては、まずは村内の被害もふえておりますので、村内の処理を優先したいと考えております。近隣市村へは、引き続き迅速な対応の要請を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 課長、ありがとうございます。

6月18日に協議の場をもって、将来的な伐倒薫蒸についての方向性を見出したということで、話としては進展したなというふうに評価はしております。ですが、どうしてここまで時

間がかかったのかと。

平成28年、27年ごろだったと思います。松くい木が発見され、松の木橋の上、最終処分場ですよね、あと農協の育苗センター付近のカーブのところに松くい木が発見された。当時の林務の担当者に、あそこに松くい虫が出ている、これはどのように対応しているのかと聞いたところ、松本市域であるため松本市へ要望していると、このような回答がありました。そこから3年たちました。3年たってようやく、今となって話は確かに進展したと思うんですが、果たして本当にやってくれるのかどうかというところが、やっぱり心の中でひっかかります。当時、28年、そのころは松くい木はそんなになかったと思います。ですが、ここ3年で急速にふえてきたと思います。

改めて私が言う必要もないかもしれませんが、松が枯れたからいいというわけではございません。その中にマツノザイセンチュウが住んでおります。結局、木が枯れているからこそ、そこからどんどんどん被害が拡大していつている。その結果が今日に、私はつながっているのではないかというふうに思っております。

その中で、課長、もしよければちょっとお話を聞かせていただきたいのですが、平成28年から令和になった6月18日の間、松本市とはどのような話をしてきたのか、どうしてここまで遅くなったのか、その辺、具体的にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 松本市との境の対策についてでございますが、先ほど答弁させていただいた内容は今年度のみ対応でございまして、ただいま北村議員からもご発言のありました二十七、八年以降につきましても、やはり松の木から農協の堆肥舎までの間の段丘には松枯れがありました。これは、やはり松本市へ要請文は出してはおりませんが、直接担当者等との連絡をとる中で伐倒薫蒸をして、ちょっと本数、正確なところはわかりませんが、その年ごとに伐倒薫蒸をしております。

ですので、これまでも松本市とは連絡をとる中で、特に松の木周辺で朝日村地籍に近い部分については、伐倒薫蒸等の処理は行ってきております。ただ、松本市での費用で行っていますので、全てができていないというのは、北村議員のご指摘のとおりでございますので、引き続き対応は要請していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） 他地域、それから費用の問題というところで、ある程度もう仕方がないと言ってしまうえばそうなのかもしれませんが、やっぱりそれを許してしまうと、じゃ、結局またそこから松くい虫の被害木というものがどんどん朝日村へ入ってくると。そうすると、じゃ今度、朝日村で伐倒薫蒸すると、当然これは費用がかかってまいります。松くい虫の伐倒薫蒸処理は、決して安いとは言えないと思っております。薬剤、シート、シートも地球に優しい生分解シート、こういったものを使っているそうです。また、その対象木によっては資材を2セット使うところ、3セット、4セット、こういった木もございます。木によっては、どんどん松くい虫の伐倒の単価が上がってまいります。さらに、木の太さや木が生えている傾斜によっては、普通伐採ではなく特殊伐採というような形で、またこれは価格が上がってまいります。

では、この費用をどうやって捻出するのかというところをお尋ねいたします。結局この費用を村としてはどのように調達するのか、財政調整基金から基金の繰り入れを充てるのか、はたまた県でもこの松くい虫というものは認識しておると思っております。その県の補助というものがあるのかどうか、そういったのをうまく活用できないかというところで、その費用の捻出の見通しについてお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ご質問の費用の今後の補助等の捻出についてでございますが、現在当村で行っている松くい虫の対策については、ことし森林譲与税が今年度から来ることになりました。予算措置をさせていただいている中で森林譲与税も使いながら松くい虫の防除ができる、当村においてはできることになっています。というのが、まだ被害の地域になって指定されていないということです。逆に、なると国庫補助、松くい虫での国庫補助を使うことができますので、今後そうなってくれば、それに切りかえてということになるかと思っております。

あと、県の森林税でも松くい虫対策ができることになっておりますので、他市村ではこれまでに既に利用しております。これまで当村では被害木が少なかったものですから単費等でも対応してきたところありますが、今年度からは被害木もふえていますので、森林環境譲与

税だったり県の森林税使ったり、今後ふえる場合には国の補助金も活用しながらということになってくると思いますけれども、国の補助金使うには、まず指定されなければいけないことと計画を立てなければいけないこともありますので、そこは県と協議しながら実施していきたいと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はありますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。

28年からことしに入って爆発的に被害が広がっている中で、隣接するところはやっけてもらう部分はやっけてもらうけれども全ては片づかないというような状況であれば、おのずとやっぱりこれからもっと被害木が確認されると思います。先ほど課長のほうから、同僚議員も発言しましたが、村内で団体が行っているということでございますが、それ以外にも例えば他の団体、松本広域森林組合等を使って、いざ松くい木というものが出たときに臨機応変に体制をつくっていかなくてはいけないな、こんなふうには思っておりますが、松くい木を専門にやるこの団体というのは、この辺、地域ではどの程度あるのか、その辺、もしわかればお答えいただければと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 松くい虫作業の専門の業者ということでございますが、松くい虫単独での専門の業者というのは現時点ではちょっと聞いてはおりませんが、これまでも松本広域森林組合中心に近隣の市村対策を実施してきております。先ほど松本市の話もありましたが、松本市ではやはり指名参加等で登録された業者がいるということです。それは森林施業をする業者が松くい虫対策も行っているということです。広域森林組合以外でも作業する業者はいるかと思っております。今後、当村でも山友会さん初め松本広域森林組合、他の業者が参入していただけるのであれば、そういうところもお願いをする中で、被害拡大を防ぐことは対応していかなければいけないと思っておりますので、お願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔10番 北村直樹君登壇〕

○10番（北村直樹君） ありがとうございます。

松くい木は早期にやっぱり伐倒薫蒸することが必要だということで、本当に臨機応変にすぐにも対応できるような業者が幾つもあれば心強いのかなというふうに思っております。

今、ちょうどキノコがとれる時期です。マツタケ、朝日村のマツタケは丹波産にも負けな
い、同じぐらい本当にブランド力があるということで、ぜひこの山を守っていく、こうい
った思いでこの質問をさせていただきました。

ぜひとも今後とも松くい虫の処理をお願いしたいと思ひまして、一般質問を閉じさせてい
たきます。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（塩原智恵美君） 次に、1番、上條俊策議員。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 1番、上條俊策です。

私は、本日3問について、3つのことについて質問させていただきます。

まず、1番目としまして、公共施設の管理等に伴う今後の財政はということでお聞きしま
す。

私たちは日々さまざまな形で税金を払っています。税金には国税と地方税、2種類ありま
すが、国税には所得税や法人税のほかに相続税、贈与税、消費税、酒税、そしてたばこ税な
ども含まれています。一方の地方税には、個人住民税と固定資産税、そして自動車税があり
ます。これまでよく意識もせず払ってきた税金ですが、国が課すものと地方自治体が課す
ものと分けられており、その用途や利用目的も違います。個人が支払う税金の金額は、個々
で見るとそれほど多くないかなという気もしているかと思いますが、村民全員、国民全員の
払った金額をトータルすれば、莫大な金額になります。

東京や大阪などの首都圏や大都市から人口が数千人の小さな村まで、日本全国のあらゆる地方自治体には公共施設と呼ばれるものがあります。公共施設は、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設と自治法には定義されております。

当村では、朝日村公共施設等総合管理計画を作成しております。

第1章では、総合管理計画の背景と目的等があり、2番目として、その計画の位置づけ、その位置づけというのは、朝日村における将来人口や財政の見通し等をもとに長期的な視点に基づいて策定されるものであると同時に、個別施設ごとの計画等にかかわる基本的な方針を示しています。

3番目の計画の期間ですが、本計画の推進においては中長期的な取り組みが必要であることから、平成28年度を初年度とし、平成47年度までの20年間は計画期間となっております。なお、計画期間中は、進捗管理や内容の充実を図りつつ、随時見直しを行うこととなっております。

対象となる施設は、大きく2種類に分類されています。1つは、公共施設としての建物です。2つ目は、道路、橋梁、上下水道、公園等のインフラ資産であります。

個々の細かいことは省きますが、第2章としましては、公共施設等の管理に関する基本的な方針、第3章には、施設類型ごとの管理の基本方針が第5次総合計画に基づき詳細に策定されております。

また、朝日村公共施設白書には、財政状況等も網羅し、さらに詳細に示されている、皆さん御存じのとおりであります。

そこで、お聞きします。

1つ、公共施設、建物の耐震化につきまして、まず、耐震されていないという分類の中で見ますと、大きなものとして以下のものがあります。その建物としては、第5分団の詰所、これは移転、新築と聞いておりますが、その時期等はおわかりでしょうか。

また、先ほど来話に出ております中央公民館、また、旧おひさま保育園、それと旧役場庁舎、そういったものがあります。

2つ目としましては、今後この公共施設、インフラ資産に投資、保守、修繕等にかかる費用の概算額は試算されているのかどうか。今年度、個別計画を策定していると言われておりますが、その現在の時点ではどうなっているか、わかる範囲で結構でございますので、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の公共施設建物耐震化の予定の可否、時期、予想費用についてのご質問でございますけれども、まず初めに、第5分団の詰所につきましては、本年度実施設計を行いまして、来年度に用地取得、建設工事を行う計画でございます。建設場所につきましては、西洗馬区の公民館建設予定地に隣接した場所を予定しております。事業費につきましては4,140万円でございます、このうち実施設計の業務委託料としまして200万円を本年度の予算に計上しております。

続きまして、中央公民館につきましては、先ほど中村議員のご質問で教育次長の答弁にもございましたとおり、講堂の解体処分及びアスベスト除去に6,900万円、講堂の改築費に1億7,000万円、公民館の耐震化に100万円の2億4,000万円として担当課で計画をしております、実施時期等につきましては、今年度の財政計画の中で改めて検討することとしております。

また、旧おひさま保育園につきましても、先ほど中村議員のご質問に村長が答弁したとおりでございます、地元の小野沢区、西洗馬区に利活用についてお諮りをいたしました、地元としては活用方法はなく村で活用してほしいということで、これまで向陽台の集会施設や防災施設として5,000万円を盛り込んでおりました。最終案には至っておりませんが、一旦は売却とし、今後の村営住宅の施設用地などとして、今後検討を進めていく予定でございます。

次に、旧役場庁舎につきましては、文化財価値があるということで文化財として保存活用する方針で村民の皆様からご意見を伺ってまいりました。結果、保存するには旧庁舎の耐震、改築費、活用目的、管理費用の提示をしてほしいとのご意見をいただいているところでございます。そこで、6月の補正予算で予算を計上させていただき、検討する資料とするため耐震補強方法の提案と想定される工事費を積算することといたしました。業務は発注済みでございます、来年2月に積算結果が出ることになっております。その資料を検討材料として、住民の皆さんの意見を伺い、今後の方針を定めてまいります。

続きまして、今後、公共施設、インフラ施設に投資、補修、修繕等にかかる費用の概算額は試算しているのか。また、今年度、個別施設計画を策定と言われているが、現在どのようになっているのかのご質問でございます。

当村では、人口の増加や住民ニーズ等を踏まえて、多くの公共施設や道路、橋梁、上下水

道などのインフラ施設などを整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んでまいりました。しかし、これらの公共施設も建設から長い年数が経過し、老朽化により大量更新時期を迎え、その更新には多額の経費が必要となると見込まれております。

こうした状況を踏まえまして、村では公共施設の個別施設計画、道路修繕計画、橋梁の長寿命化計画、上下水道の長寿命化計画など、資産ごとに更新計画を策定し、統合、廃止、長寿命化による財政負担の軽減、それと更新時期の調整による財政負担の平準化を図るとともに、今後の投資費用の試算をしております。これらの投資費用のとりまとめにつきましては、本年度の財政計画の中で行うこととしております。財政計画の策定につきましては、現在作業を行っているところでございまして、来年度の当初予算編成前の11月下旬をめどに策定する予定でございます。

この公共施設、インフラ施設の更新計画につきましては、それぞれ年度別に策定されているわけですが、多額の費用になることが見込まれるため、全ての施設が財政計画の中で計画どおりに更新できるかどうか難しい状況でございまして、国庫補助金や地方債制度を踏まえ、必要性や緊急性などから優先順位をつけて実施していくことになると思います。

また、新設道路などの新たな投資計画、既存の施設の保守、また軽微な修繕にかかる費用につきましても、財政計画の中で全て取りまとめを行うものでございます。

また、今年度策定予定の個別施設計画につきましては、現在、小林村長のもと、更新、統廃合、長寿命化など施設のあり方の検討を行い、素案のまとめをしているところでございまして、今後、議会の皆様のご意見をいただく中でパブリックコメントを実施して策定してまいりたいと考えております。

なお、観光施設につきましては、現在、経営戦略、また観光ビジョンを策定中でございましてその結果が反映できませんので、観光施設につきましては、施設の方向性が決まったところで個別施設計画の計画変更を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ただいまご回答いただきましたけれども、今お聞きしました段階では、個別計画、それと財政計画を今策定中ということで、耐震、その他、今後のインフラ資産と

か、そういったものの保守、修繕、投資、その数字的なものはまだはっきりしてこない、あと1年ぐらいでできるということでございます。

先ほど言いました白書とか計画の中にうたっていますのは、耐震とかそういったものと別にしまして朝日村公共施設白書では、施設の構造により耐用年数とかには差があるわけですが、建築後の大規模改修年次をケース1、ケース2というような形で計画されております。ケース1では対象施設は公共施設でインフラ資産も含むとし、大規模改修は建築後30年、修繕期間2年、同規模での建てかえ、建築後60年、期間3年、既存未改修積み越し期間10年とした場合に今後40年間という表がありましたけれども、その40年間に必要な更新費用は合算で318億2,000万円となっております。これを40年間の年平均で更新費用を割りますと年間8億円ということで、直近10年間、この計画を立てる前の10年間の平均は約2億4,800万円だったと言われております。例えば2億4,800万で来たんですが、8億だとすると、ここで5億5,000万ぐらいは赤字になると白書には書いてございます。

これでいきますと、更新期間40年で見て8億円かかると見ているわけで、今後40年間の目標人口はということで見ますと、村の想定は4,000人と見ているわけです。それが、以前にも質問があったことがあります、社人研、国立社会保障・人口問題研究所が出している数字、推計では、朝日村の40年後の人口は2,259人となっております。投資的経費だけ捉えても過去より大幅にアップする、逆に税收、交付金等、歳入のダウンが予想される中、今後の財政状況はどうなるのか、今までいろいろな場面で心配ない心配ないと言ってきましたが、今後本当のところはどうなのか、そこが心配なところです。

歳入が大きく望めないとしたら、歳出を考えていかなければと思います。その中でも、この公共施設に係るものは大きく、この検討をすることは大きな要素を占めるものと思います。30年度の決算の村税収入は6億600万円、公共施設の40年間の年平均の更新費用が8億円と見ますと、30年度と同じ税收でもし仮にあったとしたら、もう村税だけでは賅えないだけのものがかかるという状況であると思います。

また、今後、朝日村公共施設白書では想定できなかった投資、そういったものも出てくる可能性は十分にあると思います。

個別計画策定に合わせ、この公共投資管理計画、公共施設白書、また財政計画、その辺をしっかりと検討していただき、見直しをするところはしっかり見直しし、それにより実行していくことが将来朝日村が存続していける道かと、そういうふうに思います。村長もさっきおっしゃっていましたが、計画が第一だと。この計画をしっかりとつくっていただきたいと思

ます。

また、公共施設も本当に必要か、存続するべきか、村民のためになっているか、必要などころにもろもろまだ使われているか、無駄はないか、こういったものの観点で、格好いいお題目だけの設計とといいますか計画ではなくて、実態をしっかりとつかんで実態に合った計画をつくっていただくことが、今後これからの若者たちに対しての、ここで道を間違えると将来に、若者に負担をかけるということも起きてき、村の存続さえも懸念されるようなことになる可能性もあると思いますので、そういったことを考えて実行していきたいし、そうしていただきたいと、そう思うわけですが、一言あったらお願いしたいと思います。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） ありがとうございます。

40年後にトータルで280億でしたかね、さっきの数字は、320億、そして年に平均すると8億、どう考えても不可能、無理な数字だと思います。それを立てたときもあったようでございますので、それを見直すための今整理、努力をしておりますので、また素案ができたところで、また一緒になって検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問ございますか。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 今村長から言われたとおり、そういったことでしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願います。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 2つ目としまして、森林整備についてということで以前にも2回ほど一般質問させていただきましたが、具体的には、新田から公民館にかけての学校坂と言われるあそこの部分の森林整備なんですけど、そのときには、地権者とか所有者の負担が大きいのでというような回答でいただいておりますけれども、その後、ことし4月、森林環境譲与税、それから森林経営管理法等が施行され、以前とは森林整備に対する支援条件などが緩和されてきているんじゃないかと、そう思われるわけですがけれども、素人なのでよく内容がつか

かめません。

そんなことで、担当課としてそういったものも含めてあの道路は何とかできるかできないか、その辺の検討をしていただいたのか。また、検討されているとしたら、その結果、今どうなっているかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、上條議員ご質問の学校坂周辺の森林整備についてお答えいたします。

この件につきましては、議員ご発言のとおり、過去にもご質問いただいておりますので回答はさせていただきますが、繰り返しとなりますけれどもお答えをさせていただきます。

この事業については、小野沢区からの要望により、松本広域森林組合が事業主体となり整備計画を立て、平成26年から実施をした事業となっており、現状についてはご承知のとおりでございます。

ご質問の箇所につきましては、地元関係者への説明会も行ってきておりますが、以前にもお答えしたとおり、林地内の墓地や住宅に極めて隣接をしており、特殊伐採作業を必要とする箇所であり、森林整備としての施業は難しい状況の場所でございます。

議員ご発言の本年度から施行されました森林環境譲与税等の活用につきましては、既に予算化をさせていただいたとおり、本年度は国から当村へは400万円ほどとなっております。活用につきましては、400万円のうち100万円を松くい虫対策、残り300万円は里山整備方針の作成を地方創生事業で行っておりますゾーニングを活用し計画策定を行うものでございます。この計画は、個人が引き続き管理できるのか、私有林の整備を村が仲介となり林業経営体が行うのか、あるいは村が管理を行うのか、判断につながる計画となるものでございます。

したがって、森林環境譲与税や森林経営管理法等の制度を活用しての整備には少し時間がかかるものと捉えております。現在の制度、補助事業等では、所有者負担も含めた事業計画を検討することとなりますので、その際は地元のご理解が必要となります。地元の取りまとめを行う必要がありますので、その辺はぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 私が聞きたかったのは、この環境譲与税とか、これを使ってあそこをやる可能性というか、それができるかできないかという。今、時間がかかるということだったんですが、時間がかかるということは、できるということの解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 森林環境譲与税につきましては、まず、今後私有林の整備が基本となりますので、活用していくには、まず私有林の意向調査から今後行うこととなります。意向調査をするには、朝日村のどこの山に個人の山がどういう状況であるかからまず確認をしていく必要があります。それをこの地方創生で行っていたゾーニングの方法を使いまして確認をし、そのデータを用いて各個人の皆さんに計画のお話をし、そこからそれぞれの所有者の皆さんの今後の意向を聞いていくこととなります。その意向の中で個人が自分の山は自分で整備しますよという場合には個人の方が行うこととなりますし、自分では整備ができなくて経営として成り立つ森林については、林業経営体はその経営計画を立てて行っていくこととなります。さらに、経営が成り立たないような山林、例えば急傾斜地だったり、そのような崩壊のおそれがあったり、土壌的に木が成長していないような場所については、経営体としても経営計画が立てられませんので、そこは村が所有者から委託を受けて整備をしていくというような計画になっていきます。

ご発言の場所の小野沢地区につきましては、そういうところも含めて、今後経営計画が立てられるのか立てられないのかから始まる中で、特殊伐採等が必要な場所でもありますので、どこがどの経営体がやるか、村がやらなければいけないのか、それともその森林譲与税の中で対応できるのかというところからのまずは計画策定になっていきますので、その辺で少し時間がかかるというお話をさせていただきました。

ですので、計画の状況によっては森林環境譲与税の中で対応できますし、できなければ通常の森林整備の補助金を利用せざるを得ない、その際にはどうしても個人負担はやむを得ないのではないかと考えているものでございます。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問ございますか。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） それでは、形体がそういったやり方によって3種類あるということですが、その手続といいますか、それをやるのに時間はかかるけれども、やり方によってはその可能性があるということによろしいかと思えます。

あそこの人たちの意見としては、できればどうしてもやってもらいたいと。私も思いますのは、あそこは学校坂で、今も、この前も写真も出したんですが、冬になりますと雪が降る。あそこは水が引けていくような舗装面に道路がなっているんですが、それだけじゃなくて、あそこは子供たちも今通っていますし、あそこは雪解けが悪いものですから、そういった危険とかそういうこともあるので、どんどん、みんな、できれば切ってもらいたいと。最終的にどうしてもという研究の結果、多少の負担、そういったものがあっても所有者も納得してもらえると、そういうふうに思います。

だから、このことに関して、こういったことで、こうやれば、こういう方法があるというものがわかれば、それをぜひとも近々に、結果的にどうなるかはこっちが決めることじゃないんですが、上の県なり国で決めることでしょうかけれども、それまでのこういう形で進めたいというような、お忙しいとは思いますが、そういう時間をとっていただいて、前から課題になっていた、これはこんな方法ができるようになりました、だから、その結果がどうなるかは別にして、こんなことということで、1回説明会なりもう一回開いていただけたら大変ありがたいかなと、そう思うわけですが、よろしいでしょうか、よろしく願います、検討してください。

○議長（塩原智恵美君） 答弁は求めますか。

○1番（上條俊策君） もし、していただけるなら。

○議長（塩原智恵美君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 計画をということですので、今議員からも地元の負担も考えてもいいというお話でございますので、それも踏まえてくると事業が少し広がった形で計画が立てられると思いますので、少し事業体にも紹介をかけて、どの程度の事業で、どの程度の負担をしてもらわなければいけないかというような見積もりを出してもらおう中で、また、地元の皆さんにはお話ができるような形にしていきたいと思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 私が言っているのは、負担してもいいというのは、譲与税なり何なりこういうものができた。だから、こういうものが使えればこういうふうになると、最終でできないときはこうなりますと、その説明会をやってもらいたいということで、単純に今までどおりの中で、これだけかかりますよというのは、そういうことの説明会はこの前1回もうやっていますので、そうじゃなくて一歩進んだもの、譲与税なりほかにもあるとすれば、そういういった有利なものを使って皆さんの負担をできるだけ少なくなるような、そんなことをちょっと研究、検討していただいて、きょうのあした説明会ということじゃなくても結構ですので、十分その辺を検討された上でやっていただきたいということでお願いして、この質問を終わります。

以上です。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） 3問目の質問ですが、村は農業につき今後どう考えているかということで、実はこれ議員との懇談会でぜひ聞いてくれということでは言われまして、質問させていただきます。

議員と地区懇談会で、歴代の村長の采配で当村の優良農地が大分減少してきたと思われるが、東電の西側の太陽光パネル設置場所や役場庁舎、新設道路等、当村は農業立村であり、農産物は有名ブランドである。それを維持していくには、それなりの耕作地が必要である。

今後、村は基幹産業の農業をどうするのか、どうしたい方針なのか。また、そういった来ている、古見原の企業のことだと思いますが、そこからの企業からの税収等は幾らぐらいあるのか、そういうことで聞かれました。私たちもそれで答えるわけにはいかなかったもので、ここで質問させていただきますけれども、よろしくお願いします。

○議長（塩原智恵美君） ただいまの質問に対して当局の答弁を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 今後、基幹産業の農業をどうするかというご質問であります。先ほど過去の話もございました。過去、優良農地が東電の変電所だとか各工業団地等によって減少してきたということですが、それはその時々で必要であったというふうに今は私は理解しております。

さて、今後においてのことですけれども、農業は朝日村の基幹産業として守っていくという方針に変わりはありません。特に朝日村の広大で平らい農地、レタス、キャベツ、ハクサイ等が栽培されているあの路地栽培風景は、朝日村の清らかなすがすがしいイメージそのものであります。そしてまた、ゆとりある農業村イメージでもあります。農業を守るために、活性化させるために、多くの課題を明確にして、対応策を一つ一つ実行していく必要があると思います。既に農地が足りないという話をよく聞きます。事業がスタートしておりますけれども、農耕地の整備確保のため6工区で圃場整備を推進していますので、そういったことで農地をなるべく広げて使いやすくしていくということだと思います。

そしてまた、1つに高齢化問題がございます。農家の減少につながっておりまして、これは国の資料をちょっと見てきたんですが、2010年には255戸、最近の資料はちょっとなくて2015年、5年後では218戸、37戸ほど農家が減っているという国のほうでの統計資料もあります。そういったことに対しては、ここでアグリビジネス支援センター、これを一步前に進めますので、そういった農家のバックアップを、そういったことを通して行っていきたいというふうに思います。既にもう予算もお願いしてありますけれども、そのセンターは1,000人体制で行いたいということで、人だとかスペース、事務所のスペース等やはり村がバックアップを今後もしていく必要があるだろうというふうに思っております。

具体的に農家をバックアップするという方策ですけれども、小規模農家の保護、育成という面が1つあります。先だってこの11日に、やさいバスの試験運行が始まったというようなこともニュースになっておりましたけれども、そういったこと。それと、2番目には新規就農者、やはりこれが必要でありまして、人口維持云々のためにも新規就農者、そういった農家の保護、育成というものもこの組織で考えております。それと、大事な労働力確保、これは今援農の手配等を進めて、まだ二十数名ですかね、アルバイト的なことで今年度進めておりますけれども、もし今後必要ならば外国人の労働力というのも当然眼中に入れなくちゃいけないかというふうなことを思いまして、この3本柱で農家を支援していくため、または朝日村の農業を守るために、3本柱でスタートしたいというふうに今思っております。

そのほか、現在ある農業の担い手の方たちだとか各種団体ありますので、継続的に村も農業を守るという意味で支援をしております。また、気候変動に対する農家の作付種類も変わっていますので、それらは農協とタイアップして進めていく、もろもろあります。

そんなことで、昨今では松本と山形と共同で信州松本平ワインシールと、この特区に申請しましたので、これからまたブドウという一つの、一旦ほどは衰退しましたがけれども、またこれからそういった道を開くための、そういう幅を持たせた農業というものにも取り組んでいきたいというふうに思います。

そういったことで、この支援センターの今後の期待されるわけですがけれども、また、いろいろな面で議員の皆様にお諮り申し上げますので、お願いしたいというふうに思います。

それと、もう一つ、ああいった優良農地をいろんな企業が今工業団地として活用しているが、どのぐらいの売り上げがあるだいなという今のご質問ですがけれども、細かくは言いませんが5社、大手企業5社で法人税と固定資産税合わせまして、年間2億400万円ほどが固定資産税、法人税として入っております。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） 上條議員、再質問。

上條議員。

〔1番 上條俊策君登壇〕

○1番（上條俊策君） ありがとうございます。

今村長からの話にもありましたけれども、現在はレタス、ハクサイ、キャベツとかそういった洋菜のものが多いんですが、先ほど話もありましたが、今後何年後かにはどういった方向に行くのかと、難しいことだと思いますが、それをしていくためには、そういった研究なりそういったことも、今タイアップしてやっていかれるということだったんですが、ぜひとも力を入れてお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塩原智恵美君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問は全て終了しました。大変ご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 2時34分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和元年朝日村議会 9月定例会 第3日

議 事 日 程 (第3号)

令和元年9月18日(水) 午後1時18分開議

開 議

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 常任委員長の報告
- 第 4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第 5 議案第58号から議案第77号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第 6 議案第78号 財産の取得について
- 第 7 議案第79号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 議案第80号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第10 発議第 5号 私立高校への公費助成に関する意見書について
- 第11 議案提案説明
- 第12 議案内容説明
- 第13 議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議第5号の質疑、討論、採決
- 第14 議員派遣について
- 第15 閉会中の継続審査の申し出について
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員 (9名)

1番	上 條 俊 策 君	2番	高 橋 良 二 君
3番	清 沢 正 毅 君	5番	高 橋 廣 美 君
6番	林 邦 宏 君	7番	中 村 文 映 君
9番	上 條 昭 三 君	10番	北 村 直 樹 君

11番 塩原 智恵美 君

欠席議員（1名）

8番 齊藤 勝則 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小林 弘幸 君	教 育 長	百瀬 司郎 君
会計管理者兼 総務課長	上 條 晴彦 君	住民福祉課長	上 條 文枝 君
建設環境課長	塩 原 康視 君	産業振興課長	上 條 靖尚 君
教 育 次 長	清 沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 上 條 裕子 君

開議 午後 1時18分

◎開議の宣告

○議長（塩原智恵美君） 皆さん、こんにちは。

齊藤勝則議員から本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（塩原智恵美君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（塩原智恵美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 高橋 廣美 議員

6番 林 邦宏 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第2、諸般の報告を行います。

入札結果調書が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（塩原智恵美君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

初めに、齊藤総務産業委員会委員長欠席のため、上條総務産業委員会副委員長。

上條副委員長。

〔総務産業副委員長 上條昭三君登壇〕

○総務産業副委員長（上條昭三君） 総務産業委員会、請願等審査の報告をいたします。

本日委員長が欠席のため、副委員長の報告になります。

本委員会に付託されました請願1件、陳情2件、要望1件及び前回からの継続審査2件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告いたします。

委員会は9月10日に開催し、慎重に審議した結果、請願第1号 生活環境保全林事業の目的に沿った三俣森林公園作業棟施設設置条例の整備を求める請願書について及び要望第1号 要望書について、採択としました。

審査の主な経緯を説明いたします。請願第1号については、森林に対する関心が薄れる中、村の林業や環境整備、森林にかかわる機会や知識等、意欲ある活動者が積極的に森林啓発活動に取り組む拠点として、作業棟施設を整備した事業目的に沿った利活用ができるよう、条例の整備が必要であると認め、全会一致で採択としました。

次に、要望第1号 朝日村大博覧会Vの取り組みについては、朝日村を元気にを合い言葉にオール朝日の取り組みで、住民、村内企業、団体等が協力、参加、企画し、未来につながるイベントとして、村施設を利用し、出演者、実行委員会ともボランティアで開催し、村の活性化、発展に寄与する事業として助成が必要であると認め、採択としました。

以上、報告といたします。

○議長（塩原智恵美君） 次に、林社会文教委員会委員長。

林委員長。

〔社会文教委員長 林 邦宏君登壇〕

○社会文教委員長（林 邦宏君） 社会文教委員会、陳情審査委員長報告。

本委員会に付託された1件の陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

委員会は9月10日に開催し、慎重に審査した結果、陳情第9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について、採択としました。

審査の主な経緯を説明します。高等学校教育の担い手として私立高校の果たす役割は多様かつ重要といえます。しかしながら、教育環境を維持していくための授業料や学納金等多額であることから、保護者負担は公立高校と比べ大きくなっております。

このことから、私立高校への経常費補助金、就学支援金制度による家庭の教育費負担軽減等私立高校への公費助成の継続は必要と考え、この陳情を全会一致で採択としました。

なお、意見書を関係機関に送るための議案を本日提案したいと思います。よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

初めに、請願第1号 生活環境保全林事業の目的に沿った三俣森林公園作業棟施設設置条例の整備を求める請願書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決いたします。

この請願に対する副委員長の報告は採択です。

副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、請願第1号は副委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま採択した請願第1号につきましては、執行機関に送

付し、その処理の経過と結果を請求いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、請願第1号につきましては、執行機関に送付し、その処理の経過と結果を請求することに決定いたしました。

次に、陳情第9号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第9号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、要望第1号 要望書について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから要望第1号を採決いたします。

この陳情に対する副委員長の報告は採択です。

副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、要望第1号は副委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議案第58号から議案第77号までの質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第5、議案第58号から議案第77号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第58号 朝日村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 朝日村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号 朝日村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 朝日村簡易水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 平成30年度朝日村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第66号は認定することに決定いたしました。

次に、議案第67号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第67号は認定することに決定しました。

次に、議案第68号 平成30年度朝日村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第68号は認定することに決定しました。

次に、議案第69号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第69号は認定することに決定しました。

次に、議案第70号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第70号は認定することに決定しました。

次に、議案第71号 平成30年度朝日村下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第71号は認定することに決定しました。

次に、議案第72号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決いたします。

本案は認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第72号は認定することに決定しました。

次に、議案第73号 令和元年度朝日村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和元年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和元年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和元年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和元年度朝日村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議

第5号の上程

○議長（塩原智恵美君） 日程第6、議案第78号から日程第8、議案第80号及び日程第9、諮問第1号並びに日程第10、発議第5号の議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりです。

◎議案提案説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第11、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） それでは、ただいま上程されましたご議案についてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、契約1件、人事2件、諮問1件の計4件でございます。

最初に、議案第78号 財産の取得につきましては、公用車の29人乗りマイクロバスを購入するに当たり、小野沢の鉢盛自動車整備工場と930万8,498円で仮契約が締結されましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の承認をお願いするものでございます。

次に、議案第79号及び80号につきましては、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、教育委員に引き続き一之沢地区の上條利春氏と清澤あゆみさんを選出するものであります。

任期につきましては、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間でございます。

次に、諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦でございまして、人権擁護委員法の規定に基づき、下古見地区の上條栄三氏にかわって、新たに中古見地区の上條一雄氏を候補者として推薦するに当たり、議会の意見ををお願いするものでございます。

任期につきましては、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間でございます。

以上、提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、ご審議をよろしく賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（塩原智恵美君） この際、お諮りいたします。

発議第5号の議案提案説明につきましては、先ほどの委員長報告の際、説明が尽くされており、採択に伴う意見書の提案でありますので、議会会議規則第39条第2項の規定により、

提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議第5号の議案につきましては、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（塩原智恵美君） 日程第12、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 1時52分

○議長（塩原智恵美君） 本会議を再開いたします。

◎議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議第5号の質疑、討論、採決

○議長（塩原智恵美君） 日程第13、議案第78号から議案第80号及び諮問第1号並びに発議第5号について、質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第78号 財産の取得についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

上條利春氏について、教育委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、上條利春氏の教育委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議題といたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

清澤あゆみ氏について、教育委員会委員の任命につき同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、清澤あゆみ氏の教育委員会委員の任命につき同意することに決定いたしました。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

お諮りします。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條一雄氏を適任としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、当議会の意見は上條一雄氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、発議第5号 私立高校への公費助成に関する意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（塩原智恵美君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（塩原智恵美君） 日程第14、議員派遣の件についてを議題といたします。

朝日村議会会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第15、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務産業委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務産業委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、総務産業委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（塩原智恵美君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業委員長及び社会文教委員長より、会議規則第75条の規定により、

お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（塩原智恵美君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎村長挨拶

○議長（塩原智恵美君） ここで、村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

小林村長。

〔村長 小林弘幸君登壇〕

○村長（小林弘幸君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月4日に開会されました今期定例会は、15日間に及びます会期中、村政の課題と現状について、皆さんに報告の上、課題の共有を図っていただいたこと、30年度決算認定や令和元年各種補正予算案等20件の議案、追加議案4件を議員の皆様には熱心にご審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾なきよう執行してまいる所存でございます。

また、村政全般にわたりいただきましたご意見、ご提言、当面しております重要事項につきまして、村民のため、村政発展のため実現に努力し、福祉あふれる元気で明るい朝日村づくりをしてまいる所存でございます。

それでは、終わりに当たりまして、議員の皆様にはご自愛をされ、朝日村発展のためご尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

今定例会まことにありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（塩原智恵美君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

以上で、令和元年朝日村議会9月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時00分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員